平成２９年第２回

大空町議会定例会会議録

〔その１〕

・招 集　平成２９年６月２０日

・開 会　平成２９年６月２０日

・閉 会　平成２９年６月２１日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

１　応招議員は次のとおりである。

１番	上　地　史　隆	７番	齋　藤　宏　司
２番	田　中　裕　之	８番	松　岡　克　美
３番	原　本　哲　己	９番	欠　員
４番	沢　出　好　雄	10番	後　藤　幸　太　郎
５番	品　田　好　博	11番	深　川　　昇
６番	松　田　信　行	12番	近　藤　哲　雄

２　不応招議員は次のとおりである。

３　出席議員は応招議員と同じである。

４　欠席議員は不応招議員と同じである。

5　会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長	教育委員会委員長
代表監査委員	農業委員会会長
副町長	産業課長
会計管理者	産業課参事
総務課長	建設課長
総務課参事	建設課参事
住民課長	地域振興課長
福祉課長	住民福祉課長
福祉課参事	総務課主査
教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事
農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長長

6　職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7　会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成２９年第２回大空町議会定例会議事日程

第１号　平成２９年６月２０日（火）　１０時００分開議

日程第１　　会議録署名議員の指名について

日程第２　　議会運営委員会審査報告

日程第３　　会期の決定について

（諸般の報告）

（福田教育委員会委員長就任あいさつ）

日程第４　　行　政　報　告

日程第５　　一　般　質　問

出席説明員の報告

１．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

２．大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田　勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林　敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部　猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

３．大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

４．大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長　作田勝弥

５．大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長　藤田　勉

６．本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成２９年　６月２０日

大空町議会議長　近藤哲雄

諸　般　の　報　告

≪平成２９年５月１９日～６月２０日≫

５月１９日　　第２回総務厚生・第２回産業建設文教合同常任委員会
　　第２回総務厚生常任委員会
　　第２回産業建設文教常任委員会
　１９日～２０日　　氷川町議会行政視察来町
　２７日　　女満別中学校運動会
　　東藻琴中学校運動会
　２９日　　オホーツク圏活性化期成会定期総会（網走市）
　　オホーツク大空町観光協会通常総会
　３１日　　平成２９年度町村議会議長・副議長研修会（東京都）
６月　６日～　７日　　札幌地区女満別会「第３８回総会」（札幌市）
　　８日　　第３回総務厚生・第３回産業建設文教合同常任委員会
　　第３回総務厚生常任委員会
　　第３回産業建設文教常任委員会
　１１日　　平成２９年女満別消防演習
　１３日～１４日　　第６８回北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
　１４日　　第３回議会運営委員会
　　第４回議会広報常任委員会
　１７日　　東藻琴幼稚園・保育園運動会
　２０日　　平成２９年第２回定例会

（開会　午前１０時００分）

◎開会、開議宣告

◇議　　長　おはようございます。

ただいまから平成２９年第２回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

◇議　　長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、議長において、１１番深川昇議員及び１番　上地史隆議員を指名します。

◎日程第２　議会運営委員会審査報告

◇議　　長　日程第２　議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長　松岡克美議員。

◇松岡議会運営委員会委員長　おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る６月１４日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が３名、町長から提出されております案件が４１件であります。

その内容は、同意２７件、一般議案が８件、補正予算６件であります。議会提出議案も予定をされております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日６月２０日に開会し、６月２１日までの２日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議　　長　これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第３　会期の決定について

◇議　　長　日程第３　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、

本日から６月２１日までの２日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
◇議　　長　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から６月２１日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議　　長　この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長　諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、１１名であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。
なお職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。
議会事務局職員による、議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので御了承いただきたいと思います。以上でございます。

◇議　　長　これで諸般の報告を終わります。

◎教育委員会委員長就任挨拶

◇議　　長　次に、福田淳一教育委員会委員長より就任挨拶の申し出がありますので、これを許します。
福田淳一教育委員会委員長。

◇福田委員長　貴重なお時間をいただき、一言御挨拶させていただきます。
このたび６月１２日の大空町教育委員会会議において教育委員長の職に就任いたしました福田淳一でございます。
教育課題が山積する中、委員長という重責を担うことになり、大変身の引き締まる思いでございます。
諸先輩方が築き上げてくださいました本町の教育基盤や伝統というものをしっかりと引き継ぎ、維持するとともに、時代の要請に応えるための教育改革にも積極的

に取り組み、大空町教育の更なる充実、発展に向け、誠心誠意職責を果たして参る所存です。

今後、議員皆様の温かい御指導、御理解を賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これで就任挨拶を終わります。

◎日程第４　行政報告

◇議　　長　日程第４　行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町　　長　おはようございます。

平成２９年第２回大空町議会定例会に当たり、行政報告をいたします。

３月１９日、旭川紋別自動車道丸瀬布インターチェンジ遠軽瀬戸瀬インターチェンジ開通記念式が遠軽町で開催をされ、出席をいたしました。

区間１１．２キロが開通をし、道央圏への距離が一段と近くなったところでございます。

３月２１日から２２日、２日間にわたりまして、大空町の新しい高校づくり町民説明会を開催をいたしました。

女満別地区では３８人、東藻琴地区では６３人の出席をいただきました。

町として協議会が取りまとめた方針への理解を求めたところでございます。

女満別地区では一定の理解はあったかと思われますが、東藻琴地区では、発言された方から東藻琴高校を現在のまま残すべきとの意見のみでございました。

現状分析や取り組みの方針など一致する部分はあるものの、相違点もあることから、理解を深める必要があると判断をしたところでございます。

教育論から離れ、合併是非論にもなりかねず、冷静な対応が必要と、そのように判断したところでございます。

３月２２日、昼間の会議の中で、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。

５月２９日に総会を予定しておりましたので、そのときまでに中間報告をすることを確認したところでございます。

地域住民の意識の状況、取りまとめの方向性などについて意見交換を行ったところであります。

この件につきましては、後ほど議員協議会などで報告をさせていただきたいと存

じます。
３月２４日、大空町農業再生協議会水田部会を開催をいたしました。
平成２８年度の経営所得安定対策交付額の決定について報告するとともに、平成２９年度の主食用米配分方針を確定し、説明をさせていただきました。
本町における主要米の配分につきましては８１３トン、１８６．６ヘクタールの面積でございます。水稲耕作者からは、制度変更に伴う不安でありますとか不満の声も寄せられたところでございます。
３月２８日、北海道地域公共交通検討会議が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。
道内各地域からＪＲ問題への対応をしていくためには、北海道としての総合的交通ネットワークをどのように考えるのか、その方向性を示すべきとの意見が寄せられ、設置された会議でございます。
鉄道ワーキングチームなどの取りまとめをいただき、この会議をもって北海道としての考え方をまとめ報告書が作成されたところでございます。
４月６日は、大空町地域見守り活動に関する協定及び災害時の物資供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定締結式を行ったところであります。
株式会社セブンイレブンジャパンと協定を締結したところであります。同社は災害時における社会活動のほか、福祉分野での活動にも積極的で、今後も連携を検討してまいりたいと考えているところでございます。
４月１２日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされました。
総会に諮る議案の内容について確認をしたところでございます。
町村会事務局からは、職員研修のための講師の養成について各市町村への協力依頼があったところでございます。
４月１５日、札幌大空町東藻琴会ふるさとの集いが札幌市で開催をされました。
４１名の出席でございました。
今回は６月で退任を予定されています佐藤ホクレン会長にも御出席をいただいたところでございます。
４月１７日、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会が遠軽町で開催をされました。
構成自治体にアンケートをしたものをもとに、石北本線の位置づけ、国、北海道、市町村、ＪＲの役割、線区の現状把握、国への要請内容、利用促進策のテーマなどで、今後議論をすることとなったところでございます。
４月１８日から４月２０日までは、札幌へ出張して、各種会議に出席をしたところでございます。
一つといたしまして、北海道道路整備促進協会通常総会でございます。
平成２９年度の予算の概要について北海道開発局、さらには北海道から説明があ

ったところでございます。
　安全対策でありますとか、維持に係る予算が重点を占め、新規路線の整備については、苦しい予算であるとの報告があったところでございます。
　さらに、北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会にも参加をいたしました。
　この会議においても、北海道開発局、北海道から平成２９年度予算の概要について説明をいただいたところであります。
　さらに、北海道防災協会通常総会にも参加をいたしました。
　同じく平成２９年度の予算概要について説明があったところであります。
　また、２８年度は北海道にとって大きな災害年となったわけでございますが、２９年度の負担金については、災害事業の実施量によって積算される仕組みとなっていることから、平成２９年度各市町村によっては大きな変動があるという説明があり、理解を求められたところでございます。
　さらに、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会に出席をいたしました。
　学校整備の財源確保のために設立された同協議会でございますけれども、要請活動を行った成果もあり、一定の前進を見たという報告がなされました。
　今後は、ソフト面における情報交換、研修会などを定期的に開催をしていこうと、そういう意見が出てまとまったところでございます。
　北海道電子自治体共同運営協議会定時総会にも出席をいたしました。
　情報管理の徹底が求められており、セキュリティに関する基本要綱を定めたことなどが報告されました。
　北海道酪農振興町村長会議総会にも出席をいたしました。
　平成２９年度予算については、今までの要請の成果もあり、拡充されたとの報告がありましたけれども、さまざまな改革法案や貿易交渉の行方によっては、予断を許さない状況であると、今後も活動をしっかりと展開していきたいという報告でございました。
　北海道町村会定期総会にも出席をいたしました。
　地方創生、防災の強化、農林水産業の振興、医療の確保、交通ネットワークの確立、教育の充実などを決議したところであります。
　役員改選が行われまして、会長には　棚野白糠町長が再任されたところであります。
　戻りまして、４月２１日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催をいたしました。
　関係団体や自治会から３２名の出席をいただきました。
　町内の死亡交通事故ゼロ２，５００日を達成し、次の３，０００日という目標に向けて活動計画について説明をさせていただきました。
　また、防犯面では、本年度も防犯カメラの設置を進めることを説明したところで

ございます。

４月２４日、北海道国民健康保険団体連合会オホーツク地方支部定期総会が網走市で開催をされました。

役員改選が行われまして、林小清水町長に代わり土谷美幌町長が新支部長に選任をされました。

同日、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされております。

役員改選を行い、役員については、全員が再任となったところでございます。

職員の採用試験の実施計画につきまして承認をするとともに、東京都江東区との交流事業の内容などについて、確認をしたところでございます。

次のページにまいりまして、４月２５日大空町交通安全社会を明るくする運動実行委員会を開催をいたしました。

本年７月４日火曜日に東藻琴地区で開催をすることを決定をいたします。

標語の募集、当日の日程などについて確認をしたところでございます。

４月２７日は、全国芝ざくらフォーラムｉｎサシバの里いちかいに出席をいたしました栃木県市貝町で開催をされたものでございます。

４年前、滝上町で第１回が開催され、今回が２回目の開催となり、案内をいただき出席をしたところでございます。

北海道滝上町の他、山梨県富士河口湖町、群馬県太田市、さらには国営ひたち海浜公園の関係者などが参加をして、意見交換を行ったところでございます。

開催町でありました　市貝町の町長からは、３回目は、是非大空町で開催できないかと、そのような申し出もあったところでございます。

５月１１日、北海道における空港運営戦略推進シンポジウム女満別空港を網走市、さらには一部大空町でも開催をいたしたところであります。

道内６カ所目となるシンポジウムでございます。国、北海道、地元主催で４０８人の参加をいただいたところでございます。

その後の千歳市の開催で最終となり、今後、具体的作業が本格化するものと思われます。

５月１２日は、大空町農業再生協議会通常総会を開催をいたしました。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設の整備状況なども説明させていただいたところでございます。

同日、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。

総会議案について審議をしたところでございます。

役員の改選年でもあることから、役員会としての意見を取りまとめたところであります。

そのほか、ＪＲ問題に係る意見交換なども行ったところでございます。

５月１２日、オホーツク圏活性化期成会、先ほども出てまいりましたけれども、石北本線部会もこの日、開催をされてございます。

３回目は４月２７日でございましたので、副町長に出席をお願いし、この会で４回目となりました。

中間報告書の案がこの中で承認をされ、今後ＪＲと協議を進めることにしていこうという方向性が示されたところでございます。

同日、大空町国民健康保険運営協議会を開催をいたしました。

所得の状況、医療費の推移、来年度からの北海道移行等を総合的に勘案し、税率、限度額とも据え置きの答申をいただいたところであります。本定例会に補正予算などを提案させていただいております。

５月２９日は、女満別空港整備利用促進協議会総会を網走市で開催をいたしました。

道内７空港の民間委託に向けての各市町村の協力に対するお礼を申し上げるとともに、平成２８年度の乗降客数は、７８万６５３人、対前年比で見ますと１万５，４８２人、約２％の増となったことを報告をさせていただきました。

しかしながら、関西や中部便については、苦戦を強いられており、今後はＬＣＣと新規航空会社の誘致などを進めなければならないと、そのようなお話をさせていただきました。

あわせて、女満別空港の将来目標などについて、説明をさせていただいたところであります。

同日は、このほかにも会議が続いて行われました。

一つは、オホーツク圏活性化期成会定期総会でございます。

役員改選を行い、辻北見市長に会長を再びお願いすることとなりました。

また、ＪＲ問題については、釧網線、石北線それぞれの部会から中間報告を行い、承認されたところであります。

さらにオホーツク統一イメージ形成発信プロジェクト会議というものが開催をされました。

オホーツクを全国的に売り出すためのプロジェクトを立ち上げ、ＳＮＳなども活用したイメージ配信を行っていくこととしたところでございます。

さらに、女満別空港国際チャーター便誘致協議会総会も開催をされました。

外国人誘致のための事業、それには財源が必要となることから、さまざまな申請事業などの取り組みを行っていることなどが報告されたところであります。

５月３０日は、北網圏域地域医療構想調整会議が北見市で開催をされました。

２次医療圏を範囲とした構想が策定され、必要ベッド数が示されたところであります。

今後どのように進めるのか、だれが進めるのか。具体的なところでは、まだまだ

課題が残ったのではないかと、こんな印象を受けたところでございます。

６月６日は、札幌地区女満別会総会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。

昭和５５年発足のこの会につきましては、３８回目となる総会で、３１名の出席でございました。残念ながら本年で解散をするという運びとなりました。

そのようなことから今回は、正副議長のほか、元女満別町長宇野勝男様、元女満別町議会議長でありました佐藤輝男様、河西宏様の各氏にも出席をいただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議　　長　これで行政報告は終わりました。

◎日程第５　一般質問

◇議　　長　日程第５　一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

１番　上地史隆議員。

◇上地議員　皆様おはようございます。

６月になり、新緑がきれいな季節になりました。

町内には住民の方や役場職員の方の協力で、いたる所にきれいに花が植えられていました。今後、きれいな花をつけ、町内外の方にも心の安らぎを与えてくれるものだと思います。

それでは、通告に従い、質問に移らせていただきたいと思います。

ほかの方の質問と重なるところがありましたらお許しいただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問ですが、認知症初期集中支援チームの課題について、お聞きしたいと思います。

認知症初期集中支援チームですが、平成２５年９月、厚生労働省においてオレンジプラン認知症政策推進５カ年計画が策定され、その中の柱の一つとして認知症初期集中支援チームが創設されることになりました。

国は全市町村に２０１８年までに、認知症初期集中支援チームの設置を義務づけています。

チームについては、看護師などの医療職、介護福祉士などの介護職とサポート医の計３人以上で構成され、家族や近隣住民、地域包括支援センターなどからの相談をもとに、認知症が疑われる人の自宅を専門スタッフが訪問して、適切な医療や介護サービスにつなげるものです。

認知症初期集中支援チームの設置については、オホーツク管内の関係機関も動き出しており、オホーツク総合振興局によりますと、管内１８市町村のうち６市町が

今年のチーム発足にこぎつけたそうです。

内容としては、北見市が７チーム、訓子府町、置戸町、津別町がそれぞれ１チームを設置し、いずれも北見赤十字病院に在籍する医師がサポート医を担っています。隣の網走市も５月には１チームを発足しております。

ですが、その一方で、チームの中心的な役割を担う認知症サポート医が確保できず、頭を悩ませる市町村も少なくはありません。道によると、サポート医は、昨年３月末時点で道内１７３人、うちオホーツク管内は７人と一部の市町村では、担い手の確保が難しい状態であります。

我が町も来年には認知症初期集中支援チームを発足しなければいけませんが、中心的な役割を担うサポート医を確保することができているのか。

また、設置についての準備が進んでいるのか、２点について町長よりお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、２つ目の質問に移らせていただきます。

２つ目の質問は女満別空港の民営化についてです。

国は２０１７年度中に、空港の民営化に向けて、実施方針を策定するなど、東京五輪・パラリンピックが開催される２０２０年までに複数空港の一体的な民営化を目指しております。

北海道でも、道内空港の民営化に向けた取り組みが加速してきております。民営化の対象は、国管理の新千歳、函館、釧路、稚内、道が管理する女満別、市が管理する帯広、旭川の計７空港であります。

内容としては、同じ民間業者に管理者の異なる複数空港を一括して委託する全国初の形式で行われます。この中には、地元の空港であり、オホーツクの玄関である女満別空港も入っております。

５月１１日に網走エコーセンターで行われましたシンポジウムでも女満別空港の民営化について、ほかの議員の方と一緒に参加させていただきました。

現在どこまで協議が進んでいるのか、また北海道に関係のない大きな外資が受注した場合に、地元の雇用は守れるのか。

女満別空港利用促進協議会の会長であります、また、設置自治体の首長でもあります町長より２点についてお答えいただきたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議　　長　山下町長。

◇町　　長　上地議員からは、２点にわたって一般質問をちょうだいいたしました。

答弁をさせていただきたいと存じます。

まず１点目の認知症初期集中支援チームの関係でございます。

認知症初期集中支援チームの設置は、平成２６年公布されました、地域における医療及び介護の総合的な確保、推進をするための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法の認知症総合支援事業として、規定されたものでございます。

認知症総合支援事業は、平成２７年４月から実施することとされましたが、経過措置規定が設けられ、専門的知識を有する者の確保が困難であるなどの理由により市町村の条例で定める場合、平成３０年３月まで猶予できることとなりました。

本町は、平成２７年第１回定例会において、介護保険条例の一部を改正する条例案を御承認いただき、３０年４月からの実施としたところでございます。

この事業は、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、支援することとされています。

この支援チームは、本町の場合は地域包括支援センターに配置することとされ、１名の認知症サポート医と保健師、看護師、社会福祉士等の医療・保健・福祉に関する国家資格を有する者であって、国が定める研修を受講し、必要な知識、技能を習得した２名以上の合計３名以上の専門職で構成することとされております。

役割は家族の依頼などにより、認知症が疑われる人や既に認知症の診断を受けられている方を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活をサポートするものであります。

対象者となる方は、４０歳以上で、在宅で生活しており、そして、認知症が疑われる方、また認知症の診断を受けられている方で、医療、介護サービスを受けていない方となります。

ただ、介護サービスを受けている方であっても症状が顕著なために対応に苦慮している方なども対象となるところでございます。

認知症サポート医をいかに確保するか、本町には大きな課題でございました。しかし、双心会の医師が昨年１０月、認知症サポート医養成研修を修了されましたことから、確保についての目途が立ったところでございます。

医療、保健、福祉に関する国家資格を有する者２名以上につきましては、昨年度、町の保健師１名を研修受講させ、本年度も保健師１名の受講を計画しております。

最低限ではありますが、専門職によるチーム員を確保できる見込みとなっております。来年度から支援事業を開始していくこととなります。

支援チーム員研修を受講いたしました保健師等が看護師、介護福祉士に受講内容を講習することで、内容の共有化が図られ、チーム支援員として参画いただけることともなります。

町内の医療や福祉の関係機関にも御協力をいただき、一体となった支援体制となるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、空港の関係でございます。

平成２５年、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律が成立し、空港の運営を民間に委託して、経営改革を図る法的な整備が進められました。

国や自治体が維持管理する滑走路などの基本施設とターミナルビルや駐車場などの運営を一体的に民間が運営することによりまして、路線の誘致、空港運営の効率化、利用者サービスの向上を図ろうとするものでございます。

滑走路等の所有権は、引き続き国等が保有したままでございます。その中で、期間を定めて運営する権利を民間に売却する仕組みですが、大規模な災害等などの際は、国等が直轄で運営することとなります。

民間事業者の資金や経営能力の活用により、戦略的な運営を実現し、空港の活性化、交流人口等の拡大による地域力の創出が期待されております。

道内におきましては、昨年１月から複数空港の一体的な民間委託の議論が急速に展開されてまいりました。現在、国管理空港４、北海道管理空港１、特定地方管理空港２の７空港一括で運営委託に向けた協議が進められております。

新千歳空港を核とした国管理空港の一括民間委託の方針が出される中、私どもは当初からその枠組みに参画し、地域の意見をしっかりと要望することが重要と考え、周辺の自治体や経済団体などとも連携して取り組んでまいりました。

昨年末に北海道がまとめ、国に提案した北海道における空港運営戦略の策定におきましても、安全性の確保、環境保全、新たな路線の誘致、外国人観光客の受け入れ体制の強化、物流機能の拡大、２次交通の充実、これらのほか地域雇用の確保についても要望したところでございます。

安全で安定的な運営の確保と地域の活性化を図っていくためには、地元のマンパワー、地元の事業所のノウハウ、地域資源などを活用することが不可欠だと考えます。そのため、地元企業や自治体等との連携、協調の仕組みを検討するとともに、現に雇用されている従業員などの継続した雇用についても求めているところでございます。

さらに、地場産品の活用、資材調達や発注などについても地元を活用するよう要望しているところでございます。

地元での機運を高め、理解を深めるため、議員がおっしゃいました５月１１日に国、北海道と連携し、企業や団体、地域住民を対象としたシンポジウムを開催したところでございます。

地元、道内外から４００人を超える参加があり、関心の高さが伺えたところであります。

また今月７日、７空港の管理者である国、北海道、旭川市、帯広市の４者において運営権者の選定や契約行為、出資のあり方など、基本的な考え方について確認されたところでございます。

今後、具体的な制度内容の検討が行われますが、２０２０年度の運営開始に向け

て、本年度は、委託事業の概要などを示す基本スキーム案の策定、民間の投資意向の調査、空港ビル株式の譲渡予約契約、入札条件などを定める実施方針募集要領などの策定を行うこととしております。

来年度は、運営権者の選定を実施し、３１年度に基本協定実施契約を締結して、業務の引き継ぎなどを順次行う予定となってございます。

前例のない管理者の異なる複数空港を一括した民間委託でございます。さまざまな特性をあわせ持つ優位性を生かし、空港間連携による航空ネットワークの充実、路線の誘致、広域観光の振興、国際競争力の強化など、民間によるスピード感を持った事業展開につなげてまいりたいと考えてございます。

空港はまちづくりにおきまして、観光や産業、地域経済の発展において、欠かすことのできない拠点施設であると考えております。

地域の意向が空港運営に反映され、地域振興に資する空港として飛躍できるよう、実現に向けて関係機関の皆様と連携を一層強めて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、２点にわたっての御答弁とさせていただきます。

◇議　　長　１番　上地議員。

◇上地議員　サポート医について、再度お聞きしたいと思います。

確保というか要請を受けた方を、そういうふうに確保するのは、大変御苦労されたと思います。

このことについてですけど、１７日の記事だったと思うのですが、国は、認知症対策の国家戦略新オレンジプランでありますけど、その中で掲げられた各取り組みに対して、数値目標を引き上げる方針を固めたということが新聞の記事ではありましたが確認されました。

そのときに、認知症サポート医でありますけど、現行約６，０００人の目標だったのですけれど、それが達成できるということで１万人まで引き上げるということがあります。

それに関連して家族、当事者の支えとなる近隣住民なども含めてですけど、市民サポーターの養成も１，２００万人を目指すということも出ておりました。

この認知症サポート医でありますけど、現在は１名確保できて本当に安堵はしているのですが、この研修に至っては、確か国立長寿医療研究所だったと思うのですけど、愛知県かどっかの方で養成研修だったと思うのですけど、今後サポート医の確保はしたのですけど、増やす、もしくはそのサポート医がいなくなったときのために、そういうことは考えているのか、それについて再度お聞きしたいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　現在、サポートチーム、何とか編成ができそうであるということでお話をさせていただいたところでございますけれども、平成２８年４月時点で、介護認定者数が４６０人のうち、認知症の症状のある方が２９２人ございます。

５年前、２３年４月時点で、介護認定者数が３８２人、そのうち認知症の症状のある方が２６１人、これと比較いたしますと介護認定者もまた、認知症の症状のある方も、増加している傾向にございます。

町の総人口というものは、減ってきてございますけれども、６５歳以上の人口は、逆に増加傾向にございまして、しばらくは、この傾向が続くものと、そのように考えております。当然、認知症高齢者、認知症の疑いのある方というのは、今後も増加していくものと、そのように推察をしているところでございます。

ですので、現在、１チーム何とか編成の目途がつきそうだということではありますけれども、その次と言いましょうか、人が増えることも想定をいたしますと、その後のことも当然考えていかなければならないことと、そのように受け止めておりますが、今、具体的にどのような形で確保できるかということまでについては、地元の病院関係者との打ち合わせが進んでいない状況にあります。

ただ、私が思いますのは、その支援チームというものを編成するということも、当然、大切なこと、国はそういうことで初期治療医ということで、言っておりますけれども、私どもは従来からそのチームがなくても早期にいろいろな形で、小さな町でありますので、御相談をいただき、何とか早いうちに対応しようと、そのように今までも努力をしてきたつもりであります。

ただ今回は、専門の研修を受けられて、さらに、初期対応のところの充実が図られるということになってくるのではないかと考えているところであります。

ですので、その初期対応の集中支援チーム、そこでの編成対応ということも大切でありますけども、一方では、従来から町として取り組んでおります予防事業でありますとか、さらには啓発活動、認知症サポーターの養成、ＳＯＳネットワーク事業など、こういったものもしっかりと取り組んでいくことが大切ではないかと、そのように考えているところでございます。

町全体で認知症の方々やその家族を支えることができる、そういった体制をつくってまいりたいと思ってございます。

ただ、御指摘のとおり、将来どのような体制になるかわかりませんので、そういった資格を持つ、そういった方々については、できる限り前段で確保できるように努めてまいりたい、そのようなことを考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議　　長　１番　上地議員。

◇上地議員　サポート委員については、これで終了させていただきたいと思うんですが、認知症初期集中支援チームのことについて再度お伺いしたいと思います。

２０１５年度から改正されたものでありますけども、先行的に行った自治体の課題というものが出ていまして、それについては、まず、認知症初期集中支援チーム自体が理解されていないと、地域に、広報啓発活動に重点的に取り組まなければいけないということが問題として上げられていました。

実際、相談に来られる方の割合を示したものがありまして、大体６割が家族、近隣住民を通じて地域包括支援センターという流れだそうです。

私はやっぱりそういう認知症に対して、支援チームに対して、理解を深めるように、行政が広報などをすることは、非常に重要な役割だと思います。

これについて、あと１年位しかないので、どのように啓発活動を行っていくのか、また、住民の方にどうやって理解を深めていただくのか。再度お聞きかせください。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　確かに御自宅で認知症の方を、また、その疑いのある方を抱えながら、どこにどのような形で相談をすれば良いのか、そういったことで、悩む方というのは多いのではないかと思っております。

私どもの広報手段といたしましては、ホームページでありますとか町の広報、また生活安心ガイドブック、そういったものになってこようかと思いますけれども、それは今までも行ってきている内容のものかと思っております。

今回の答弁を考える中で、担当職員ともお話をいたしました。

なかなかその足を向けられない、いつでも御相談してくださって結構なんです。そのようなお話をしても、なかなか難しい面もあったり、また、役場の開設されている時間体も平日の日中の時間帯ということに限られております。

そんな中で、今後この支援チームをＰＲしたり、気軽に御相談いただくためには、集中相談日、認知症の相談日などを設定をして、日常の相談業務のほかに集中的に、例えば夜間などの時間体も考慮しながら受け付けると、そのときにまず足を運んでもらえるような努力をする。そんな集中相談日などということも考えて、取り組む必要があるのではないか、そんな工夫の中で、その地域の中に埋もれてしまっている、本来相談が必要な方々を浮かび上がらせるといいましょうか、承知していく努力を私どもはしていかなければならないのではないか。そんな工夫を考えてみたいと考えているところでございます。

また、本人や家族がいろんな情報交換をする。行政を相手にということだけでは

なくて、お互いが情報交換するということも、大切なことではないかなと、その中で新しい発見というものも出てくるのではないか。

いろいろ文献を探っていきますと、いわゆるその認知症カフェというような、そういった方々が集まる場所を設定する、時間を設定する、そういうこともは大切だとの御指摘もございます。

こういったものも検討していかなければならないのではないかと、そのように考えているところでございます。

単に対応を進めるということだけではなくて、そのことを多くの方々に知ってもらう、底辺を広げていくということが大切な一面ではないかと思っておりますので、今回の支援チームの設置と合わせながら、そういったところも努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

◇議　　長　１番　上地議員。

◇上地議員　町長から御答弁いただきありがとうございます。

認知症カフェを含めていろいろ対応を検討していただけると、啓発活動についても、なかなか足を向けられない方に対しても、夜間の時間を設けたり、集中的に相談を受ける期間、機会をつくっていただけるということだったので、それは是非、検討していただいて、我が町独特のそういうものを作って欲しいと思います。

これについては、是非、住民の方でも広く理解を深めていただき、認知症の方の早期発見、早期治療、そして認知症になっても、地元で最後まで暮らせるような町にしていただきたいと思いますので、広く医療、介護はもとより各関係機関と連携して進めていただきたいと思います。

認知症初期集中治療支援チームについては、これで質問を終了したいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　認知症という病気は、完治することはないと言われておりますが、一方で早期に発見をして支援や治療等につなげることによって進行を遅らせることが可能な病気とも言われております。

そのためには、私ども行政が関わることはもちろんでありますけれども、町内のいろいろな関係機関、また、町民の方々にも関わっていただき、理解をいただいていくこと、そのことが必要ではないかと思ってございます。

先ほども申しました取り組みなどにつきましては、今時点での取り組みの１案、２案ということでございますが、さらにはどのようなことを進めていくことによって理解が深まるのか、検討も進めていきたいと思います。

後ほどで結構でございますので、そういったアイデアなどがあれば、御指導いただければありがたいと思っております。

こういった機会に御質問いただいたことに私どももありがたく思っております。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議　　長　１番　上地議員。

◇上地議員　２点目の空港の民営化について、再質問させていただきたいと思います。

町長からも言われましたけど、７日に４者協議が国、道、そして旭川、帯広両市を含めて行われたということでありますけど、このときに道が示したことについて、少し危惧を感じておりまして、なかなか情報と言っても、私や住民も含めて新聞やテレビ、ネットなどでしか把握できていない面もあるので、多少間違いはあるかもしれませんが、この中で、５原則を了承するということが、少し気になっていまして、この５原則でありますけど、国の未来投資会議だったと思いますが、道内の空港民営化に対して五つの要件を出しております。

一つ目としては７空港の枠組みを守る。

二つ目としては、公平な入札で特定目的会社ＳＰＣを選ぶ。

三つ目については、条件を守れなかった場合は、即時契約を解除する。

四つ目は、黒字空港による赤字空港の補填を認めない。

最後五つ目は、国、道、市などの出資は認めないという原則であります。

これについて２点ほど特に気になったので、再度お聞きしたいと思います。

まず、黒字空港から赤字空港に補填しないと、実際こんなこと言うのもなんですけど、新千歳空港以外は、ほぼ赤字であったと思います。

実際にそういうふうになった場合、女満別空港にそういうふうに黒字の部分を回していただけないということは、やはり民間企業も利益を上げなきゃいけないので、経費を節減するとなると、やっぱり人件費とかの問題も出てくると思うのです。

そのことが少し危惧しているのと、あともう一つでありますけど、国、道、市などの自治体の出資は認めないと、自治体の出資がないっていうことはどのように関われるのかということを心配しております。そのことについて再度お聞きしたいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　空港の関係についての御答弁を申し上げたいと思います。

今月閣議決定されました国の未来投資戦略において、これはその会議で出されたものでございますが、７空港の民間委託については、五つの原則に基づき進められ

ることとなりました。

今議員が御指摘のとおり、一つとして７空港一体での枠組みによる責任の共有。

二つ目として、公平な入札と７空港全体の能力強化に貢献する運営権者ＳＰＣの選定、そして、条件が守れない場合は、全ての契約解除を念頭とすること。

そして、御指摘の部分の黒字空港による赤字空港の補填は行わない、原則として管理者による出資は行わない、この５点でございました。

赤字空港への補填につきましては、大きな収益を上げている新千歳空港の黒字部分を単に他の空港の補填にするということを考えているのであれば、将来のそれぞれの空港の成長は見込めないと、そのように考えておりまして、７空港全体の底上げをしなければならないということでの基本的な考え方でございます。

ただ一方で、一体的な運営をすると、そのことで相乗効果を上げようということを言っておりますので、その収益を他の空港の先行投資に用いるということは、可能になるよう検討されている部分でございます。

実際には上がった収益でもって、具体的に言いますと、ここでは千歳空港で収益が上がっていると、その収益をもとに、その他の例えば地方空港のところの先行投資、路線の誘致でありますとか、そういったところに振り向ける投資ということについてまで制限を加えるものではないと、ただ単に、今あるほかの六つの空港が現状では赤字状態であると、単にその赤字を埋めるがために７空港一体化して、経営に乗っていこうという発想では困りますというところが、まず大原則としてあるわけでございます。

また、出資の関係につきましては、選ぶ側と選ばれる側の立場が混同してしまうということで、その可能性があるために、つまり、どこが選ぶかというと国や北海道やその市、管理者が選ぶわけで、選ぶ側なのに、選ぶ側が出資をして選ばられる側にもなるということはおかしいのではないかと。

そういう可能性になるので、そこのところは原則、出資をしないという形をとるべきではないかと、そういうふうに規定しているところでございます。

経営の一本化によるスケールメリットを生かして、サービスの機能向上でありますとか、一層の利用促進が期待されます。

さらに、私などが思うのは、効率的な経営が運営されるということは、今まで以上の効果があると、私はそのように考えてございます。

さらに、先ほど言いました地元企業の活用や雇用につきまして、民間委託後も継続して行われるよう、さらには、労働環境の維持や改善、新たに雇い入れる場合の地元からの採用についても十分配慮するよう、今時点でも求めております。

また、新しい体制になったときに、地元の意向がどのように的確に反映されるかと、その緊密な連携が図られるような仕組みづくりでありますとか組織、そういったものを今の時点で議論をしてつくっていくべきではないか、その中で、地元の意

向というものを反映させる仕組みというものをつくって相互の信頼と協力を持って運営するべきではないかと、そのようなことを特に、この時点では強く要請させていただいているところでございます。

女満別空港というのは、この地域において広域観光を始めとして、人や物の交流を支える拠点であります。重要な地域の資源というふうに、私は位置づけております。

地元への波及効果、人の往来のみならず物流網を拡大して、地域の経済や観光、産業の活性化にもつながるものと、また、地元企業のビジネスのチャンスにもつながっていかなければならないものと思ってございます。

新しいその体制が民間ならではの創意工夫と柔軟な発想で、航空需要を拡大させること、そしてそれが、地域と共に発展する空港になってもらいたい。そのことを目指した中で、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、十分でなければ、また話を申し上げたいと思いますが、２回目の御答弁とさせていただきます。

◇議　　長　１番　上地議員。

◇上地議員　２０１６年に仙台空港が一足先に民営化をされました。

１３日に札幌市内のホテルで行われた北海道政経懇話会のときに、岩井社長が講演されたんですけど、その中で、記事で確認したものでありますけど、この地域で何か欲しいのか、目的を絞り込むのか大事だということを言っています。

募集要項にもそういう大事なものを選定して取り入れるようにした方が良いというふうに助言をされていました。

また、雇用の確保や施設管理の維持などについても、できるだけ詳しくというか、細かく条件を絞って残した方が良いということを言われていました。

私は町長が言われるように、今後、利用客が増えて、そして地元の企業が潤うという関係になれば良いのかなと思っています。

実際に搭乗者数も、平成９年度１００万人をピークに、その後は少しずつ減少していまして、平成２８年度７８万人というふうに説明も受けました。

私はやはり最後になりますけど、議員協議会の中でも、ほかの議員の方からあったように、できるだけ雇用を、今まで以上の雇用を残すと、雇用が増えたたとしても、パートやアルバイト、非正規などが増えては、結局、若い人が残れるような仕事にもなりませんし、そういうことも、今回、管理会社がどうなるかわかりませんけど、そういうことも細かく伝えていただいて、強く要望いただきたいと思います。

これで最後の質問となります。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　従来から、私は北海道などに対して、北海道の空港が連携した交通ネットワークをつくる、その中で効果を発揮して乗降客を全体的に増やす必要があるのではないか。そういった役割を北海道に期待していたところもあります。

また、女満別空港というところで見ますと、上下がいろんな管理者によって分かれている。これが一体となることによって、誘致活動などは、スムーズに行きやすいと、そういった取り組みもできないかと、そのように考えていたところでございます。

ただ、実際にはそれを実施する主体というものがなかなか見出せないまま今日にきておりましたけれども、昨年の１月からの議論の中で、新しい受け皿として民間事業者の方々に、道内の空港を連携した中で、さらには上下を一体化した中で、経営を任して行く、そういった手法が出てまいりました。

そんな中で私どもも、そういったところで女満別空港のさらなる活性化と言いましょうか、発展を目指していくべきではないかと、そのように考えたところでございます。

地域として何が１番必要かと、何が欲しいのか、それはやはり乗降客の増大だと、私はまず思ってございます。

現在の女満別空港でも最も乗降客の多かった平成１０年１１年にかけては、１１５万人でございました。最も少ないときには６８万人まで減少したわけであります。

現在は７８万人、そこから見ますと１０万人ほど増えておりますけれども、１１５万人から見れば、また３０％減の状況でございます。

現在の空港ビルそのものも、１３０万人規模まで対応が可能なビルとして建設をしてきたわけでありますけれども、まだまだ余力があると、これをいかに活用するか、さらに、充実して活用するかということかと思います。

そのためには、既存路線の他に新しい路線でありますとか、新しい航空会社こういったところの乗り入れを実現して、そのために必要な雇用というものを、またこの地域から生み出させていくと、そういう循環が必要ではないかと考えているところでございます。

そんな中で、いかにそのネットワークを活用して、また上下一体となった中での誘致活動を展開して、大勢の方に利用していただくか、そのことに、努力をしていきたいと考えているとこであります。そうなれば、当然、雇用というものは、増大してくるものと思います。

さらに、どういった受け皿の方々となっても、雇用というものは遠くから運んでくるだけではできません。やはりこの町、この近隣から雇用を生み出すということが基本的な原則になってくるだろうと思っておりますので、この地域全体の雇用の

底上げにもつなげていかなければならない、そのように考えているところであります。

そういったことについては、私どもが直接、交渉するときもありますけれども、今の時点では、空港の管理者であります北海道を通じながら、そういった意見、地元の意見として述べさせていただいているところでございます。

そんな中で、議員の御指摘の不安部分など、今後しっかりと解消できるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともを応援をしていただきますようにお願いを申し上げたいと存じます。

◇議　　長　これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで１０分間休憩します。

（休憩　午前１１時０５分）

（再開　午前１１時１５分）

◇議　　長　日程第５　一般質問を続けます。

次に、２番　田中裕之議員の一般質問を許します。

◇田中議員　皆さん、改めましておはようございます。

今回、私は通告書どおり２点のことについて質問いたします。

まず１点目、受動喫煙の対応についてですが、受動喫煙は、副流煙といった喫煙者が吐き出した煙やたばこの先端から立ち上がる煙などを吸い込む二次的な喫煙のことを言い、たばこを吸う本人よりも体に影響があるとされています。

第２次の大空町健康増進計画では、平成２４年度で男性の喫煙率が３０．３％、女性の喫煙率が１１．３％となっています。

喫煙率そのものが低下をすれば、受動喫煙の割合も自然に低下するということですが、受動喫煙についての町長の御見解を伺いたいと思います。

その上で、現在の大空町の喫煙率は、どうなっているのかもお聞きしたいと思います。

また、厚生労働省では２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、施設や建物内を禁煙にしようという法案を考えているようですが、大空町では、公共施設内での禁煙対策はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

次に、２点目、観光客誘致に向けた取り組みについてですが、大空町観光振興計画では、観光入り込み客数の目標を平成２７年度の９５．５万人から平成３８年には、１１５．９万人と今よりも２０万人の増加を目標としていますが、国内観光客はもとより、今まで以上に外国人観光客に目を向けることが必要ではないかと思い

ます。

そこで、外国人の誘致に向けては、どのような対応をとられるのか、対応を予定しているのかを伺いたいと思います。

以上の２点について質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議　　長　山下町長。

◇町　　長　田中議員から２点にわたって、一般質問をいただきました。

御答弁を申し上げたいと存じます。

まず１点目の受動喫煙についてでございます。

受動喫煙とは、平成１５年に施行された健康増進法において、室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることを言うと定義されております。また、同法においては、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとも規定されています。

受動喫煙を起因とする健康影響については、平成２８年のたばこ白書において報告されております。

肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、子どものぜんそくなどが影響ありとして報告されております。

国では、先日閉会いたしました通常国会に東京オリンピック・パラリンピックに向けて、より厳しい対応を求める健康増進法改正案の提出を予定しておりましたけれども、調整が整わず、提出を断念し先送りするとの新聞報道があったところでございます。

道内では、美唄市が平成２７年、受動喫煙防止条例を制定し、公共的な施設での分煙を認めない敷地内禁煙、または施設内禁煙とする条例を市町村で初めて施行いたしました。

北海道では、道議会全議員で発足したがん対策北海道議会議員の会において、たばこを吸う人に受動喫煙させないよう配慮する責務を盛り込んだ受動喫煙防止条例を９月開催の定例道議会に提案を予定する動きなどが出てきております。

私の見解ということでございますが、現在はたばこを吸われる方の権利もありますことから配慮しつつも、健康被害が実証されております。たばこを吸わない権利、受動喫煙を強いられない権利というものを最大限尊重しなければならないものと考えてございます。

受動喫煙を防止するためには、法的な規制、罰則も必要と思いますが、受動喫煙にさらされない環境をつくること、たばこを吸われる方が受動喫煙による健康影響

を正しく理解されること、そしてたばこ吸われない方への思いやりの気持ちを持つことが、大切だと考えてございます。

喫煙率でございますが、全町的に調査をした資料はございませんが、３０歳以上７５歳未満の国保の被保険者を対象に実施している特定健診の質問表の回答による喫煙率を御紹介したいと思います。

確定値であります平成２７年度によりますと、特定健診を受診した方は、男性で３７７人、うち１１９人が喫煙者、現在たばこを習慣的に吸っているという方が１１９人、率で言いますと３１．６％でございます。女性は、特定健診受診者が４３３人中、現在、たばこ習慣的に吸っている方が５１人、率で１１．８％でございます。道内全体の喫煙率が男性２７．８％、女性１０．０％ですので、この平均値を上回る喫煙率となっております。

２５年度に策定した健康増進計画の基準となる平成２４年度の喫煙率では、先ほど議員が言われましたとおり、男性が３０．３％、女性が１１．３％でございました。そのときよりも増加しているという状況がございます。

計画の目標年次であります平成３４年度までに、喫煙率を減少させる目標というものを設定しておりますが、現状では目標達成は厳しい状況でございます。

今後もたばこと健康について的確な、適正な知識を普及し、喫煙率を少しでも低下させられるように努めてまいりたいと考えております。

公共施設における対策については、平成２２年厚生労働省から多数の者が利用する公共的空間については、原則全面禁煙であるべき、また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙することが望ましいとの通知が出されたところでございます。

こういった通知を受けまして、町では、役場庁舎その他公共施設において分煙を実施したところでございます。役場庁舎、総合支所は、原則建物内禁煙、屋外に喫煙場所を指定してございます。

また、小中学校、高等学校は、敷地内を含め全面禁煙、その他の施設は建物内禁煙とし、屋外に喫煙場所を指定してございます。

女満別運動公園や東藻琴多目的運動広場、公園といった屋外施設については、分煙することとし喫煙場所を指定してございます。

また、町の公用車についても全面禁煙としている状態です。

ただし例外としている施設もございます。地域振興施設は、建物内で分煙することとし、各フロアに喫煙室を設置している状況でございます。また、屋外にも喫煙場所を指定してございます。ただ、地域会館、地域公民館の取り扱いは、建物内禁煙等の措置をとっていない現状でございます。実態についても、現在、十分把握できていない状態でございます。

今後、調査を行うとともに、どのようにあるべきか検討して対応したいと考えて

いるところでございます。

先ほど美唄市などで条例制定をしているということがございました。町としては現在の段階では、条例制定までの考えというものは、持っていない状況であります。と言いますのは、これは１地域での問題ではなくて、社会全体の課題であると私はそのように受け止めておりますので、地域、地域で条例制定というよりは、国として法律で形を示すべきではないかと、そのように考えているからでございます。

１点目の受動喫煙については、以上、１回目の答弁とさせていただきます。

次に、観光客の誘致に向けた取り組みなどについてでございます。

国は、今年の３月に新たな観光立国推進計画を策定し、２０２０年、平成３２年までに、訪日外国人旅行者数を４，０００万人とする目標を定めました。２０１５年、平成２７年の実績が１，９７４万人ですので、２倍を目指す計画です。

観光庁は、訪日外国人旅行者の地方への誘客や周遊の取り組みを支援しており、全国で１１の広域観光周遊ルートが認定されております。東北海道を中心とする周遊ルートも含まれており、本町では、芝桜公園やメルヘン公園が観光資源となっているわけでございます。

大空町の観光振興計画でございますが、平成２９年度から１０年間の計画でございます。入り込み客数２０万人増ということを目指すために、町の知名度を上げる、交流人口を増大するということを重点目標に掲げております。

入り込み客数は、平成２７年度９５万９，０００人でありましたので、最終年次では１１５万９，０００人の目標を設定し、取り組みを行うこととしてございます。

基本計画の一つとして、外国人のことにも触れております。外国人観光客の対応を掲げまして、外国人観光客のニーズを的確にとらえ、おもてなしの心を持って対応しますとしております。

具体的な施策では、多言語対応といたしまして、案内看板の計画的な整備、ホームページの開設、管理、パンフレットの作成、接客スキルの向上といたしまして、人材の育成や発掘、さらに、近隣の自治体と連携した国際航空路線の誘致活動などを行うこととしております。

近年の取り組みといたしましては、朝日ケ丘公園や映画ロケ地などへの案内看板の多言語化、湖畔入り口アーチ看板の多言語化、観光情報多言語化ホームページの開設、英語、中国版の観光パンフレットの作成、海外航空会社機内誌への記事掲載などがございます。

私どもの観光資源であります芝桜公園について、少し触れてみたいと思います。

芝桜公園では、近年、団体客といたしまして把握できるだけでも台湾や中国、タイなどアジアからの観光客が１万人を超えている状況にございます。

芝桜公園管理公社では、海外プロモーション活動を年々充実してきております。旅行代理店のインバウンド担当者との連携によりツアーの企画を行ったり、海外で

のパンフレットの配布などをしてございます。

国内におきましても、札幌、旭川、小樽のほか、千歳空港の外国人向けの観光案内所でのパンフレット等の配布もお願いをしているところでございます。

さらに公園内の設備の表記も英語、中国、タイ語などを用いまして、施設案内に努めております。さらに、英語や中国語が話せる職員の配置も行っているところでございます。

しかしながら、今申し述べました取り組みというものは、情報発信ではあったりするものの、どちらかというと海外の観光客を誘致するということではなくて、来た人をどのように対応するか、そういった内容のものになっているかと思っております。

これから具体的に地域の魅力を高め、誘致活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

外国人来道者は、先ほども言いましたように、台湾、中国、韓国からが多く、近年は東南アジアのタイ、シンガポール、マレーシアからも増えてきてございます。

冬季の流氷観光に訪れる道外も含めた海外の観光客の方々に、大空町にも立ち寄ってもらうことを目的とする取り組みといたしまして、今年度は、インターフィルド事業を実施しようと考えてございます。メルヘン公園の敷地内で大型滑り台やシュノーシュ体験コースを造成しまして、冬の遊び体験を提供してまいりたいと考えております。

計画初年目ということで、具体的事業は少ない現状でございますが、今後の足掛かりとなるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、外国人観光客の誘致というのは、１自治体では限界があることもございます。近隣の市町村や観光事業者と連携した事業の推進でありますとか、施設の整備、プロモーション活動に当たってまいりたいと考えてございます。

観光振興計画に基づく具体的な事業推進は、まだまだこれからとなりますけれども、この目標達成に向けて、外国人観光客の誘致も必要な取り組みと考えてございます。

オホーツク大空町観光協会でありますとか、その他の広域的な組織にも、地域として、町として参加をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。今後とも御指導いただきますようにお願いを申し上げたいと存じます。

以上２点にわたる答弁とさせていただきます。

◇議　　長　２番　田中議員。

◇田中議員　今御答弁いただきましたけども、受動喫煙のことについて、再度質問さ

せていただきます。

私は、たばこやたばこを吸う人を否定するわけではありませんが、ただ最近、サードハンドスモークという言葉を御存じでしょうか。これが問題になってきていまして、実は、これは３次喫煙、または残留受動喫煙とも呼ばれているものでして、たばこの煙がなくなっても、衣類や壁、カーペットや床などに残留した有機有害部質を吸入することを言いまして、時間を経過するとさらに有毒性が増すと言われ、実際に喫煙をされている人と同じ位、有害とも言われているものであります。

そういう面で公共施設については、小さいお子さんからお年寄りの方までの不特定多数の方々が利用されますことから、今回質問させていただいたのですが、施設内、建物内は、既に対策を取られているということで安心をしたところであります。

また、この受動喫煙に関しまして、先ほど町長の答弁をいただいたのですが、国会とかで成立された場合、大空町は、何か特別に措置を考えるのかという話に、それは考えていないということですが、ぜひ近隣の市町村と合わせるような形で、もしそういうことがあれば、条例の制定までもいかないでも、何か規則等を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　今回の一般質問をいただいた中で、私も初めて３次喫煙という言葉を承知したところであります。勉強不足であったことは反省しているところでございます。

喫煙者本人がたばこを吸われること、１次喫煙として能動喫煙という言い方のようであります。また、先ほど話題となりました喫煙者が吐き出した煙でありますとか、火のついたたばこから出る煙、それを周りにいる方々が吸うことを２次喫煙、受動喫煙と表現しております。さらにたばこ消してしまった後に、その場に残った残留物、これは体に付着するとか、壁やその建物に付着すると、そういったところから今度は別な方が有害物質を吸収するというものが３次喫煙、残留受動喫煙という言い方もあるようでありますけれども、そのように言われているようであります。

こういった場合でありますと、仮に屋外でたばこを吸ったということであっても建物内には残らないかもしれませんけど、吸われた御本人の髪の毛や衣類、そういったものにたばこのにおいと一緒に有害物質が付着されていると、そしてそれが周りの方々に影響を及ぼすということになるのではないかと思っております。

どの程度の影響が出るのかということについては、私も調べましたが、はっきりとはわかりませんでした。けれども、そういった可能性があるということであります。

こういった私が今まで知らなかったわけでありますけれども、そういう情報もご

ざいます。そういったものをしっかりと情報把握、注視しながら情報収集にも努めて、町とすれば、先ほど言った吸われない方々の権利、そういったものを最大限尊重しなければならないという視点に立って、どのように取り組んで行けば良いのかということについて考えてみたいと、そのように思うところでございます。

先ほど私は条例の制定までは、今時点で規制するというところで考えてはいないとお話をさせていただきました。

たばこ白書などを読ませていただきますと、受動喫煙防止条例を制定している自治体なども紹介されておりますけれども、その内容というものは、さまざまでございます。罰則規定を定めているものもあれば、罰則規定のない努力義務というところで制定されているのもございます。そういった不統一の中で、各々の市町村が制定するというのはどうなのかなと、そういう思いが私の中にはございました。

まず、私がしなければならないと思っておりますのは、こういった先ほど言った１次、２次、３次、そういった喫煙が周りにも影響を及ぼすという中で吸われない方の権利を最大限守る、そういう社会情勢に鑑みて、いろんなその環境整備、施設を管理する側の者としての整備を進めなければなりませんし、私も不案内でありましたけれども、健康影響の情報、的確なものをいろいろな方に伝えていく、そういう使命があるのではないかと思ってございます。

国、北海道も、その喫煙に関する制限を加えた法整備や道条例の制定といったものを検討しているようでございます。現時点ではどのような水準のものか、わからないということもあって、先ほど制定する考えはないということでありますけれども、国や北海道の動向、さらには２０２０年には大勢の方々が全世界から日本に集まってくる、その中で喫煙の環境とか、制度というものをどのように整備していくのかという国家的な議論が行われてくるのが、ここ１、２年ではないかと、そのように考えております。

そういった中で、その条例の制定のあり方ということも改めて検討、考えさせていただきたいと思っているところでございます。

先ほど言いましたように、私どもの主な施設につきましては、制限を加えておりますけれども、一部にまだまだ手つかずの施設などもあります。そういった中の環境を整えていくということも、優先順位としては高いのではないかと考えておりますので、まずはそういったところの取り組みを今年度させていただきたいと考えるところでございます。

今後も御指導いただきますようにお願いを申し上げたいと存じます。

◇議　　長　２番　田中議員。

◇田中議員　受動喫煙につきましては、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に観光客誘致についてですが、今はツアー客が多いと思うのですが、これだけインターネットやスマートフォンが普及しているわけですから、これからは自分で調べて旅行を楽しむ方が増えるのではないかと思います。

そうなりますと大空町を知ってもらうためにも情報発信が大事だと思いますし、中でも動画は国内外を問わず観光客誘致に大きなパワーをもたらしくれる発信源の一つでないかと思っています。

そういう中で、大空町の観光情報のホームページどうなっているのか、先ほど、町長ちょっと触れられたと思うのですが、もう一度どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

また同時に外国人観光がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

観光客が手軽に必要な情報を手に入れられるようにするために、公共施設や宿泊施設等のＷｉＦｉの環境整備は、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

◇議　　長　暫時休憩します。

（休憩　午前１１時４０分）
（再開　午前１１時４１分）

◇議　　長　再開します。

山下町長。

◇町　　長　情報発信、外国人の方々に向けてしなければならないということで、単にパンフレットの英語表記版、そのほかの国の表記版といろいろありますけれども、最近は、動画がサイトなども多く活用されていると思います。

私どもの町では、今年度でしょうか、動画を撮影するためのカメラを購入させていただきました。今は、まだまだ取り組みがさせていただいた初めのところということで、企画担当のところに設置をいたしまして、移住者向けの、最終的には動画サイトなどとつながるようなというところを中心に考えておりますけれども、まずは町の中の出来事などを発信するというところから始めてございます。ですので、本当に外国人観光客の方々を意識した動画の配信だとか、さらには、その移住者向けというところまで、テーマをまだまだ上手に絞り切れてはいない状況でありますけれども、今年度から、そういう取り組みをさせていただいております。

将来的には、そういったものが中心となって動画サイトでいろいろな情報を発信できる形をつくってまいりたいと、そういう思いがあって導入した機材でございますので、そういったものを活用しながら、取り組ませていただきたいと思っております。

そのほかに広域の事業といたしまして、女満別空港の国際チャーター便誘致協議会などが、この地域全体の魅力を凝縮させた動画配信、そういったものを行っているところであります。その中でも、芝桜公園と大空町の観光資源も発信をさせていただいています。そういったものはございますけれど、まだ単独としての発信状況にはなっておりません。今後、そういったものをどんどんと拡充できるようにしていきたいと思っております。

また、いろいろな取り組みの中で、団体客、バスで移動される方々もをいらっしゃいますけども個人客の方々もいらっしゃいます。レンタカーの方々との連携というものも必要ではないかと、そのように考えているところであります。

また、ＷｉＦｉ の環境というものは、旅行される方々にとっては、現在は大変重要な要素になってきているかと思います。現在、そういったものが活用できる施設といたしましては、女満別地区の道の駅メルヘン公園、また女満別空港、そして東藻琴の芝桜公園、今後開設される東藻琴の道の駅、こういったところではＷｉＦｉの環境を整えているところでございます。

◇議　　長　２番　田中議員。

◇田中議員　先ほど外国人の大空町に来ている外国人の方々は、台湾や中国の方が多いということでしたけども、実は台湾では、世界最大の自転車工場ができましたことで、サイクリングが非常に有名になっていまして、そういうことからも、もし台湾の方がたくさんこっちに来ていただけると、今回北見市、網走市、大空町でサイクリングの客を呼び込むため、体制を整備するということでやっているようですけれども、その整備状況はどうなのかをお聞きしたいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　昨年度からでしょうか、北見市、網走市、大空町におきまして、国内外からの観光客の来訪でありますとか、滞在を目的といたしまして、オホーツク地域サイクリングブランド化推進協議会というものを立ち上げたところでございます。

こういった中でターゲットとしているのは、やはり外国人の方々を主にターゲットとしております。ただ国内の方々を排除するというつもりはありませんけれども、そういった香港でありますとか台湾の方々に、最近、非常にサイクリング熱というものが高まっておりまして、日本で、さらに北海道で広い大地の中を走りたいと、そういう要望が旅行会社などに、たくさん寄せられているということでございました。

そんなことから空港を中心として網走市、北見市と連携をした中で、この協議会

を設立いたしまして、そういった方々の重要・要望に応えていこうというものでございます。

これは国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、このオホーツク地域におけるサイクリングコースづくりをしていこうというものでございます。

今年度の事業内容でありますけれども、手ぶらサイクリングの調査といたしまして、女満別空港敷地内にプレハブを設置いたしまして、貸し自転車を６台設置いたします。

その中で、その貸し自転車なども使っていただき、さらには自分で持ってこられた方々は、その自転車を組み立てて女満別空港から出発していただく、そして網走の道の駅などで、例えば貸し自転車であれば、乗り捨てポイントというようなものをつくっていくと、さらに、手荷物については、宿泊先まで女満別空港から別な便で輸送するというようなものを考えていくものでございます。

そういったことを準備した中で、どれだけの需要があるのかというものを今回、調査していこうという内容になっております。

さらに今年のもう一つのポイントといたしましては、メディア関係者でありますとか旅行会社などの関係者というものを招聘して、このサイクリングコースのモニター調査を実施したいと、どんなルートが良いのか、海岸線、また山岳地帯、さらには農村景観のすばらしい所、いろんな所があろうかと思いますけれども、そういったモニター調査を実施したいと考えております。

今年度はそういう内容でありますけども、来年度以降は、今回の需要調査、モニター調査をベースにいたしまして、国内外に向けた旅行商品を開発してＰＲする、それを全国はもちろん海外にも発信をして旅行者を呼び寄せる。そういうものにつなげていきたいという事業を考えているところでございます。

そんな中には先ほど言いましたターゲットとなる海外から特にアジア圏域の方々の来道、そして来管というものを促していきたいという考え方が根底にございます。

ぜひ、こういった事業を成功させて、今までにもました大勢のお客様に来ていただくような取り組みしていきたいと考えているところでございます。

◇議　　長　２番　田中議員。

◇田中議員　今もたくさんの方に来ていただきたいというお話があったと思うんですが、今後、先ほどもちょっと同僚議員から空港の民営化のことで話があったのですが、空港が民営化されて国際線が誘致され、ＬＣＣが就航することになりますと、さらに外国人の観光客の数が増えることが予想されます。

中国や台湾の他にも東南アジア諸国などは、人口も多く、経済発展が進んだことから、訪日が見込まれるのではないかと思いますが、もしこの東南アジアの方々が、

こちらに来られるということになれば対応を考えているところがあれば、お聞きしたいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　空港民営化の中で最大のポイントは、私は、今の空港の乗降客を増やすに当たって、ＬＣＣと呼ばれるローコストキャリアと言われる航空会社をいかに誘致をするかということではないかと思ってございます。

格安運賃などが売りになっておりますけども、そういったサービスの中で、乗って来られる方というのは、今まで余り航空機を利用されなかった、そういう方々が新しい客層として、移動されるということではないかと考えております。

とりわけ、ＬＣＣと言われる方々は、大きな航空機を購入されて運行している例は少なく、中型機になっているかと思います。その飛べる距離ということを考えると、アジア諸国からそういったＬＣＣの航空路線を使って日本に来られるという方が増えるかと思います。

さらに、私などが思いますのは、女満別空港だけで直接海外からのＣＩＱを対応するということは、やはり限りのあることだと思いますので、例えば関西空港、さらには成田空港、さらには北海道のハブになっております千歳空港などに一旦入国の手続を済まされた方々が、この東北海道女満別空港などを使っていただくということも、大きなポイントではないかと、そのように考えているところであります。

当然、いろいろな国の方々がお越しになりますけれども、北海道の魅力というのは、やはり雄大な自然と冬の期間ではないかと、そのように考えております。さらには、食文化や温泉といったものも、その要素に数えられているわけでございます。

そんな中で、冬の観光、俗に言うオフシーズンをどのような形で魅力を提供するかということが、一つのポイントかと思っております。

まだまだ取り組みとしては稚拙ではあろうかと思いますけれども、本年度、先ほど言いましたウインターフィールド事業を実施をいたします。そこをきっかけとして、冬の観光というものをつくっていかなければならないと考えているところでございます。

もう一つは、地域の方々にもお願いしていかなければなりませんけれども、その地域としての食の充実というものが大切ではないかと、北海道はいろんなところにいろんな食材がありますけれども、それをいかに料理として提供することができるか。

それ一つでも、場合によってはお客様を呼び込むことができる要素になるだろうと思っておりますので、そういったものを作っていく、そういった努力を重ねることによって、外国人の方々にも立ち寄っていただける地域にしていきたいと、その

ように考えているところでございます。

◇議　　長　２番　田中議員。

◇田中議員　最後になりますけども、ぜひこの観光計画にありますように、先ほど町長も言われましたけれども、外国人観光客のニーズを的確に捉え、おもてなしの心を持って対応しますということですので、今、いろいろな御答弁いただきましたけども、そういうことを実行していただきまして、私たちも何かしら協力ができることがありましたら協力をしたいと思いますので、ぜひたくさんの観光客を迎えられるように、整備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをして質問を終わります。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　日本全体の人口が減少基調になっております。そう考えますと、私どもの町の人口も減っている現状がございまして、その枠の中だけで経済を運営していく、経済循環を考えるということであれば、どうしても縮小傾向にしかならないものと思います。

そういった中で交流人口と呼ばれる方、また、観光としてこの地域を訪れていただく方をいかに増やして、この地域での消費活動などにつなげていくかと、それが課題ではないかと考えております。

人が動いて初めて経済が動き、その循環というものが行われていく、そのように考えてございます。私どもの町には、女満別空港という道管理空港がありましてこのオホーツクの玄関となっております。

そういった中では、ここを利用される方々をいかに増やしていくか、それが、一方での定住対策のもう一方の対策につながるものと、それよりは確信をしてございます。

今後もそういった考え方をしっかりと持ちながら、各分野において、交流人口、観光人口の増加というものにつなげるように、いろんな施策を展開してまいりたいと思ってございます。

また、いろいろな御発案などあれば、御指導いただきますようにお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

◇議　　長　これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

（休憩　午前１１時５７分）
（再開　午後０１時００分）

◇議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第５　一般質問を続けます。
次に７番　齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員　平成２９年第２回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。
大項目として１点目、交通指導員の活動状況についてです。
連日のように、交通事故に関するニュースや新聞報道等がある中、本町では、本年１月１７日に交通事故死ゼロに２，５００日を達成しました。
町民の皆さん、町内全ての機関・団体、企業各位の交通安全、事故防止への地道な取り組みなどに対し心から敬意を表します。
交通事故死ゼロ２，５００日の達成の影には、両地区におられる交通指導員が果たした役割等も大きいのではないかと考えていますが、現在の交通指導員の活動状況等について伺います。
内容について一つ目、年齢構成、男女別、どのような方法、基準で人選されているのか。
二つ目、年間どの程度の回数の職務に従事されているのか。
三つ目、交通指導員としての知識や技術指導は、どのように行われているのか。
四つ目、交通指導員として職務に従事した際に発生した事故等の責任範疇は、明確にきちんと個々に周知されているのか。
五つ目です。交通指導員の報酬の内容と考え方についての件です。
大項目の２点目、自治会活動の状況についてです。
自治会は、一定の地域にお住まいの住民の皆さんによって自主的に形成された地域コミュニティー団体、住みよい地域社会は、そこに住む方々の相互理解と信頼の上に立った協力によって築かれているものとされております。
近所の人の名前も顔も知らないということでは、いざというときに、困ったときに助け合うことも困難になりかねません。
町づくりを推進する上でも自治会が果たす役割も、大きいのではないかと考えますが、現在の自治会の活動状況について伺いたいと思います。
内容についてですけれども、一つ目、自治会数、自治会ごとの世帯数、自治会の加入について、二つ目、自治会未加入、転入者への加入促進対策について、三つ目、自治会活動支援交付金の状況と今後の方向性について。四つ目、自治会相互の交流、

将来を見据えた自治会の統合についての件です。

以上、町長に答弁をお願いし、１回目の質問とさせていただきます。

◇議　　長　山下町長。

◇町　　長　齋藤議員の一般質問にお答えを申し上げます。

１点目の交通指導員の活動状況についてでございます。

交通指導員は、交通指導員条例に基づき住民の交通安全の保持、社会福祉向上を図ることを目的に、私が任命するものとして非常勤の特別職としているところでございます。

定数は、２８人以内、指導員の中から互選で指導部長、指導副部長を定め、連絡調整や指導委員会の統括をしていただいております。

職務でございますが、歩行者、自転車等軽車両の交通指導、交通安全日等の街頭指導、信号機・道路標識等の保安施設の異常及び著しい交通違反者の関係機関への通報、災害時の街頭指導、関係機関から協力要請があった場合の出動指示に基づき警察官に協力して住民の指導に当たることとなっております。

現在の交通指導員は、女満別地区は１７人、うち女性が５人でございます。

東藻琴地区は、１０人でございまして、全て男性の方でございます。

年齢構成でありますが、４０歳代３人、５０歳代を１人、６０歳代１２人、７０歳代１０人、８０歳代が１人でございます。

人選に当たりまして、条例で基準などを定めているわけではございません。公募も現在行っておりません。交通指導員の皆様方から御紹介などにより、お願いをしている経過にございます。

活動状況でございますが、春の新入学、入園時期の街頭啓発、毎月１５日の道民交通安全の日における街頭指導、町のイベントでの交通指導、マラソン大会の安全確保、大雪、災害時の通学の安全対策など、年間の指導日数は、２０日から３０日程度となっております。

交通指導員の皆さんは、経験も積まれた方々も多く、各活動ごとに現場の対応も変わりますことから、注意事項などは、その都度伝達をさせていただいております。

基本的な事項の習得や指導力は斜網地区交通指導員連絡協議会の主催する研修会、道東ブロックの研修会などに参加をいただき、向上に努めていただいております。

交通指導員は、警察官や資格を持った警備員とは異なり、交通規制を行うことはできないため、歩行者などの安全確保が活動の中心となります。

報酬につきましては、年額で１２万円、１回当たりの活動に換算しますと、先ほど言った２０回から３０回で割り返しますと、１回当たり６，０００円から４，０００円となります。現状の額は、大空町発足時に協議により定められたものでござ

います。改定の場合は、特別職報酬審議会に諮ることとなります。

報酬審議会では、活動の内容量でありますとか質的、難易度、また、他の特別職との比較、管内との比較なども行いながら、適正な水準の額であるかを審議していただくこととなります。

大空町は現在交通死亡事故ゼロ２，５００日を達成し、３，０００日を目標として、交通安全に取り組んでおります。

これまでの実績は、交通指導員がその先頭に立って積み重ねてきた活動と町民各位、関係団体の協力によるものであろうと受け止めております。

地域における役割は大きく、その職責に見合った待遇や報酬などでなくてはならないものと考えております。適宜見直し、活動しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えるところでございます。

次に、２点目の自治会の活動状況等について、御答弁申し上げます。

自治会は町を形成する最初のコミュニティー単位で、身近で日々の生活に密着した、まちづくりの基礎となるものと考えるところでございます。

大空町の自治会は４８、加入世帯数は、５月１日現在で２，５３３世帯であります。１０世帯未満の自治会が２、１０から２０世帯が８、２０から３０世帯が１１、３０から４０世帯が５、４０から５０世帯が４、５０から６０世帯が２、６０世帯以上が１６となっております。最小で５世帯、最大で１４３世帯でございます。これを割り返しますと加入率は８３％となります。

ただ、全町の世帯数には特別養護老人ホームでありますとか、グループホームの方々も１世帯ということで含まれておりますことから、実際の加入率は８３％よりも少し高くなるものと思われます。

近年、管内や道内での自治会連合会等の会議などでは、未加入者の増加でありますとか、自治会からの脱退、役員の成り手不足、自治会を取り巻く情勢の変化等について課題となってきていることが報告されております。

本町では、転入者へは、住民票を異動時に窓口で自治会の加入をお願いをしております。あわせて、チラシなどを配付して加入を呼びかけているところでございます。

自治会活動支援交付金でございますが、個人住民税の１％の額を均等割、世帯割で算出した額を交付しております。平成２９年度は、３５９万５１０円となっております。

交付金の目的でございますが、自治会活動への積極的な参加や取り組みを支援し、町民が主体的に地域づくりに取り組まれることを目的としております。

具体的な事例といたしまして、花いっぱい運動、道路・河川・公共施設などのごみ拾いなどの環境美化運動、健康づくり、交通安全・防犯・防火・防災等の事業、スポーツやレクリエーション交流、高齢者・女性・青少年の交流事業、自治会会員

の交流事業など幅広く活用をいただいております。

自治会内のさまざまな活動や交流はもとより、町の希望といたしましては、さらにもう一歩進んで他の自治会との交流などにも活用いただければありがたいと思っております。

平成２７年開催の町民運動会でも複数の自治会が合同でチームを編成し、参加してくださいました。こういったことが交流の機会などとなればと期待したところでもございます。

町といたしまして、そのような機会から相互への交流へとつながってもらえたらという思いがあるところでございます。

以上、自治会の活動状況について、あわせて２点、御答弁とさせていただきます。

◇議　　長　７番、齋藤議員。

◇齋藤議員　まず１点目の交通指導員の件ですけども、条例を読みますと非常勤の特別職ということになっております。

今、町長から説明ありましたけれども、内容的には公募はしておりませんということだったんですけども、なかなか２８人中２７人ということなんですけども、成り手が大変なのかなと思いますけれども、その反面、結構高齢者の方が多いのかなっていう気もします。

その中で、最近は運転免許自主返納という制度もありまして、７５歳以上ならなりますと、認知症の確認ということもありますけれども、安全指導員をやってる方にはそういうことは必要ないのかもしれませんけども、一応、やっぱり６０代ぐらいがあれなのかなと、比較するわけではありませんけれども、おそらく消防団員と同じような形なのかなと思いますけど、消防団員は、確か定年制はあると思う。

その中で、交通安全指導員に対しては、定年制というような考えはないんでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　定年制との御意見でございます。

社会的に定年制が６０歳から順次、延びまして６５歳へと引き上げられてまいっております。そんな中で、一般的にお働きになる就業年齢というものも平均的には高くなっている状況があろうかと思います。

また、交通指導員の中には女性の方もいらっしゃいますが、女性の社会進出が遅れているとは言いながら昨今進んできて、さまざまな形で女性が職業に就かれている事例なども多くなってきているように思います。

そんなようなことから、交通指導員、現在定数２８人でございますが、そういった活動を支える人の数というものを確保する、近年非常に苦慮している状況もございます。

確かに定年制、一律にということではございますけれども、個々の差もあるのではないかと、今の時点で定年制を導入するというところまでの踏ん切りをまたつけていないところでございます。

今後その活動の中にあって、当事者であります指導員の方々の御意見もちょうだいしたいと思いますし、その他のことを総合的に勘案した中で、判断してまいりたいと、今の時点では、そういった情報収集と言いましょうか、御意見を伺うことを旨としたいと考えてございますので、今時点で、直ちに定年制まで踏み込んだ御発言ということはなかなかできかねるかなと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　今の答弁で、なかなか成り手がいないというのが１番ネックなのかなと思いますけれども、この中で女性が割と少ないような気もします。

その中で、今年６月１日に花いっぱい運動にさせていただきましたけど、結構ボランティアで女性の方が元気良く働いてるの見かけますけども、これどうでしょうか、女性の方ってなかなか難しいでしょうか、子育てを離れた女性の方、どうでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　決して難しいということではないと思います。

現に、女満別地域において活動していただいている交通指導員中には、５名の女性の方もいます。この数を少なくしないようにしながら、さらには拡充していくということも必要ではないかなと思っております。

男性の方の御意見をお聞きしますと、事業者としていろいろな仕事をされている方は、まだ時間の融通がどちらかというと付くので、そういった方々が今までは交通指導員の中核となってきてくれたように思います。ただ、そういった町の中の事業者の方というのが少なくなってきている現状にあっては、お勤めに出ていて雇用者に使われて仕事をされているという方が増えてきている、そういった方々からしますと、一つの職場の定年退職を機に少し時間的な余裕ができてきたので、社会活動の意味も含めて声が掛って、交通指導員になってくださると、そういうような傾向が強いように思っております。

そんなことで、男性には先ほど言ったように、なかなか成り手がいなくて限りがあると、ただ、女性の場合は、まだ社会進出が進んでいるとは言いながら、そこではもう少し違った時間の使い方などをされている方も、男性から比べれば多いのではないかと、ただ、今までそういった方々が少なかったので、本当に自分が適任かどうか、やって良いものかどうか、そんな中で判断のつきかねる、そういう方も中にはいらっしゃるのではないかなと、そのように感じております。

先ほど消防団との比較の中でのお話もありましたけれども、どちらもそういう側面があるのではないかと考えております。

私は常々職員などにも、いろいろな形でその町を支えてくれるさまざまな委員の方々、その中には新しい人材を発掘していかなければならないと、決して私どもの町のこの地域にそういった方が全くいないのではなくて、私どもが知らないだけではないかと、そういうことを踏まえながら、いろんな方に情報をいただきながら、そういった的確な人材が確保できるように努めていかなければならないと思っております。

そういった中で、その女性の役割というものは非常に大きいものと考えているところであります。

本来であれば、男性も女性も同じぐらいの数だけ、町民の方にはいらっしゃるわけですから、女性が同等程度の数いらっしゃってもおかしくはない、不思議ではないと、そのように受け止めております。

今後もそういう視点を大切にしながら新しい人材の方々にも、この交通指導員というなかなか難しい職ではありますけども、なっていただけるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　先ほど町長の答弁の中で、公募はしておりませんということだったのですけども、実際、公募する予定があるのかないのか、そういうこともあるのですけども、なかなか交通指導員って、もし自分が交通違反をやっていたらなかなか言われても手を挙げづらいのかなという気もすのんですけど、決して交通違反しているからどうのこうのということは関係ないんですよね。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　それは御本人の御判断でいろいろ気持的にあるのかもしれませんけど、私どももどなたがどういう取り締まりで違反行為をされた過去があるかどうかというのは、全くわかりません。

例えば大きな事故などで新聞などで報道されるようなことがあれば、本人の意向に関わらず、公表されてしまうようなところがあるので、わかってしまうところもあろうかと思いますけれども、決してそのことを前提しながら、私どもはお願いをしているとか、そこで差をつけているというようなことは全くございません。

逆に公募はしていないとは言いましたけれども、ときによっては、いろんな人の成り手がなかなかいないという情報の中から、正式に私どもに直接その手を挙げてということではないですけども、関係する交通指導員の方を通じて、あの方がやっても良いよというような話をしてくださっているよと、先ほど言った御紹介というところの中には、そういった向きの御紹介もあるときもございます。

そういった方、志のある方というか、そういうところも含めて、できればいろいろな方にお願いをしたいものと思って取り組んでいるところでございます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　はい、わかりました。

次に移りたいと思いますけど、従事日数が２０日から３０日ということだったのですけども、これは誰が決めるのか、役場からの指示なのか、その辺もちょっと聞きたいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　町では、私が任命する形となっておりますので、町でこういった業務内容ということで、先ほど言いました街頭啓発でありますとか、学校の行事でありますとか、そういうことで定期的に私どもが、このときには出てほしいということで、出役を願っていると言いましょうか、お願いをしているものもございます。

そのほか、いろいろ町の関わるイベントでありますとか、学校が主催をする事業でありますとか、そういった中で、いろいろなその主催団体から町に対して交通指導員の方々にも出動願って協力を願えないかと、そういう依頼が参ります。

その中で町として判断をして協力体制をつくるために指導を願うというようなスタイルもございます。

その二つでもって、そのときのイベントだとか行事が多かったりするようなときに、先ほど言った回数の差が出てくるようなことがあるということでございます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　次に進みたいと思いますけども、指導員としての教育のことなんですけ

ども、なかなかあの制服を見ると、子どもたちは警察かいと聞くかと思うんですけども、全国同じ制服だそうですけども、本当にその中で、それに合った知識とか技術、先ほど何らかの説明がありましたけど、再度よろしくお願いします。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　交通指導員の方々については、斜網地区でありますとか道東ブロック、そういうところの研修会がございます。その中で、交通指導員は全国的に配置されておりますので、その役割でありますとか立場、さらにはどういったことに配慮しながら街頭啓発や交通指導をしなければならないか、そういったものを習得してもらうための研修会に派遣をさせていただいているところでございます。

また、町といたしましては、その交通指導員の皆さんで隊を編成をしてくださっております。先ほど言いましたように指導員の方々の団体の代表者としての指導部長でありますとか副部長というものを決めさせていただいております。そういった方々を中心に熟練した経験のある方々から新しい方々に対して、その交通指導のノウハウといいましょうか。そういったものをお伝えしながら、対応させていただくと、ただ、先ほど言いましたように、行事でありますとか街頭啓発、そのものによっての場面で、対応も異なることがありますので、行事があるその直近の集まりのときには、いついつの行事には誰に出てもらう、このときにはこういう班編成で、こういうところに注意をしてということをお伝えをしながら、現場の対応に当たっていただくということを年に何回か繰り返しながら、経験を積んでもらうと、そのような仕組みと言いましょうか、やり方をさせていただいているところでございます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　次に移りたいと思いますけれども、いろんなイベント大きな会場での指導員の役割という本当に大きなものだと思うのですけども、その仕事の中で警察官の指導のもとにっていう条項があるんですけども、なかなか大きなイベントなどで警察官もマン・ツー・マンで一緒に立ってという話にはならないと思うんですけども、その中で、ある指導員の方に言われたんですけども、指導でなくて誘導までしている、そんな権限があるんだろうかと、これでもし何か事故あったら責任の範疇は、いったい誰なんだろう、そういう話も出ました。

本当に制服は、確かに警官みたいな制服を着ているのですけども、内容的には、ただ単なる指導だけだと思うのです。

その中で、どうしても人が多かったり、車が多かったりすると、それ以上の仕事

をやらなきゃならないのかなという気もするんですけど、その辺どうでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　確かに当事者とすれば、切実な問題というふうに受け止めていらっしゃるのかと思いますけれども、現実、制服を着て、警棒と同じようなものを持って、交通指導に当たっている、その方が本来は歩行者、自転車の安全を守るための指導ということではありますけども、車両が来たときに交通整理、誘導にも当たれないということでは、逆に臨機応変にとていう言葉が適切かどうかちょっと私も悩むところはありますけれども、そういうことであれば、逆に周りの対応された側からすれば、不審に思うところもあるのではないかと、例えば、当然何か事故などが発生した場合については、非常勤とはいいながら特別職公務員でございますので、町が加入する特別職の公務員の公務災害の適用になるものということではありますけれども、町の職員にしても、例えば東藻琴地区、女満別地区でも警察官が現場の駐在所にいないと、そういう中で交通事故がありましたと、そういったときにはどうするか、臨時の警察官が駆けつけるまでは、町の職員も結果的には車両誘導などを行います。それと同じようなことになるのではないかなと思っております。

ただ、大変交通指導員の方々などに御苦労かけているなと思う一つの例といたしまして、観光夏まつり事業などがございます。大勢のお客様が一時期に、私どもの町にお越しいただいく、車で来られる方々も非常に多いわけであります。

さらに、時間帯によっては車両の通行を制限するということなどもしていることから、場合によってはトラブルに発展しかねないような、そんなときもあります。

そんな中で、どれほどの権限をといいましょうか、役割を持って対応しなければならないのかということで、悩まれる、そういうこともあるのではないかと思ってございます。

本来であれば、しっかりと資格を持った警察官、さらには警備員と呼ばれる方々を配置するということが望ましいのではないかと、芝桜公園の芝桜まつりなどにおきましても、場合によって非常に混雑が予想されるときには、網走警察署から増員した警察官の配置が行われたり、さらに主催者として、警備員の配置などをするということを行っているところでございます。

女満別観光夏まつりなどについても、そういった対応も、今後必要になってくるかもしれません。

こういったことについては、主催者の皆さん方も含めて御協議もさせていただきたいと、そのように考えるところでございます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　１問目の質問の最後としますけれども、報酬のことの考え方なんですけども、年間１２万円ということだったんですけども、どうしても先ほどお聞きしますと、

年齢別に見てもなかなか職業を持てる人は、出づらいのかなという気もしますけれども、その中で、私も消防団の方とも関わりがありますけれども、出ればそれ以外のものが出るという話も聞いております。

その中でやっぱりなかなか出られない方もいらっしゃるので、そういう形の報酬の付け加えというか、そういう考えはどうなんでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　報酬につきましては、先ほど言いましたように、最終的には特別職報酬審議会へ諮問をし、答申をいただき、議会の中で条例改正を行ってということになります。

現在、そういう身分のところで仕事をしてくださっている指導員の方々の考え方、現在は年額で１２万円ということであります。

ただ、ほかの市町村の例などを見ますと、場合によっては、日額でありますとか月額という報酬の組み方もございます。

また、例えば同じような保安の職に携わる消防団員の方々は、年額というものが決められている中で出動に応じて日額も加味されてと、そういうこともございます。

そういったところも含めて、先ほど言いましたように、大空町になってからずっと年額１２万円というところで、何回かの報酬等審議会がありましたけれども、変更のないまま来てございます。

先ほどの当事者の方々の実態の状況でありますとか、その他の管内との比較、その他の特別職の方々の報酬との比較、そういったものを含めて、その中で議論をさせていただきたいものと思ってございます。

また、その成り手が少ないと、なかなかその町の中における自営業者の方というのが、商工業の縮小の中で、少なくなってきているという現状から、このような実態があるのではないか、これは消防団などについても同じような傾向が言われております。

そんな中で、過去にも何人かはいらっしゃいましたけれども、農業者の方々に消防団になっていただくだとか、さらには今回の交通指導員の職にお願いをすると、そういうことも地域の中の一つの人材の確保のあり方として、検討をしていく必要もあるのではないかと、そのために見合った報酬というものを検討していかなければならないものと考えてございます。

まず、そういう調査をさせていただき、検討をするということについて、この場でお約束をさせていただきたいと思います。

その中で、方向性がまとまりましたら、また御協議をさせていただきたいと、そのように考えるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　今町長から方向性を言っていただいたので、そのようにお願いしたいと思います。

先ほどの年代別に見ますと、恐らくもう何年かしたら一遍に交代しなきゃならない時期が来るのかなと見えますけども、その中でも、今町長がおっしゃられたとおり、そういう形で進めていただきたいと思います。

１番目の質問は、これで終わりたいと思います。

二つ目、自治会活動について移りたいと思いますけれども、先ほど聞きますと、４８自治会あって、世帯数で見ると５世帯から１４３世帯、すごいは幅があるもんだなあっていうのが一番驚いております。

その中でどうなのでしょう。少なくとも不都合はないのかどうか、その辺聞いておればお聞きしたい。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　町に正式にということで言えば、自治会から何か要請があって、具体的にこういうところが困っているので、こういうところを改善して欲しいとか、取り組んで欲しいという要請があったことはありません。

ただ、私もいろいろな所でお話しする中で、世帯数の小さな自治会があって、町がいろいろ取り組むスポーツ事業だとか、いろんな事業、自分のところの自治会だけではなかなか、例えばスポーツ事業にも参加ができないと、複数自治会でまとまってということですけども、なかなかどうやって声を掛けて良いのかわからないので、結果、町民ソフトボール大会、町民バレーボール大会、そういったところに自治会として参加できないんだと、そういうお話を聞いたことがございます。

また、多過ぎるのでさらにそれを割ろうかというような話なども聞いたことがございますけれども、具体的にどこのところで線引きをすれば良いのかと、誰かリーダーがやっぱりそういうものというのは、原案として考えなければならないので、そこもなかなか難しいと、先ほど全道的にと言いましょうか、いろんな自治会連合会で加入率が低い、役員の成り手が少ない、脱退をするというようなお話が、課題として挙げられると言いましたけれども、大なり小なり私どもの町においても、そ

ういったこともあって、自治会の中での役員の成り手というところでも難しい、だから、もう少し人数が増えた方が良いんじゃないか、そんな議論などについては聞いたことがあるのが現実でございます。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　今、町長の答弁の中で出てきたんですけども、自治会の加入率、転入して来てもなかなか自治会まで入らないというのが原因なのかなと思うのですけども、自分の自治会を振り返っても、実際５０戸なんですけども、それ以外に３戸の方が入っておりませんけれども、やっぱりその入らない理由は、街場から来て、まず自治会費が高過ぎる、それと入ったら役員になるんでしょうというので、なかなか入っていただけないと、本当にそれもあるのかなと、うちらやっぱり近隣が農家だけなので、できればいろんな形でイベントなども参加してもらえると思うんですけども、その中で、なかなか今、隣近所って余り関わりたくない風潮なのかなという気がしますけれども、本当に昔だったら隣近所、先の先まで見えたような感じなんですけど、これで万が一災害まで考えると、本当に自治会に加入していなかったら、果たして把握できるのかという気がしますけど、それに対しての対策を再度お聞きしたいと思います。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　私どもで今、取り組めておりますのは、転入時において、あなたの所はこういった自治会になります。自治会の役員の方は、こういった方です。ぜひ御加入をと、さらにはチラシなどをお渡しをして加入を進めるということのみでございます。

　それ以外のところで私どもが今取り組んでいるというものはない現状かなと、そのように受け止めております。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　三つ目の自治会の活動内容について確認ですけども、それぞれの自治会でいろんな活動しておられるというのは、聞いております。

　その中で、住民税の１％の還元、本当にすばらしい交付金と思っておりますけれども、本当になかなかここで地域担当職員の方も出てくるんですけども、本当にうちらの地区は結構、イベントが多い地区で職員も大変なのかなと思いますけれども、その中で本当に、どうなんでしょうか、活発にやっている自治体とか、やっていな

い自治体って、やっぱり差があるんでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　自治会の活動支援交付金は、何年か前から住民税の１％相当分を世帯割だとか、均等割だとか、そういう割り方で交付をいたしますと、皆さんの中で有効に自治会の活動を活発化させるために使ってくださいと、そういうようなことでありました。

それまでは３事業まで、全体で５万円までの事業を申請していただいたら、２分の１、最高限度５万円だったでしょうか、そういう形で交付します。そうしますと、出てくる自治会は毎年３事業、限度額一杯交付をしてくださいという申請が上がってきますけれども、何もないところは一つも出てこないというような自治体もございました。

そういう中で格差が出てしまうのではないかということの心配もありまして、発想は逆になってしまうかもしれませんけど、そういうものを使いながら何とか交流事業だとか、先ほど言った健康づくりの事業だとか、地域の環境美化だとか、そういうものを進めていただいて、自ら考えて使っていただくという発想に立って、交付金という形で出しますと、国と地方の関係でいえば昔は、補助金を支出してくださいという形で、いろいろ申請書を書いて送ったら、それが採択されて２分の１の交付金、補助金がきたというよりは、何年か前にありましたように、地方にはこういう形で交付金を割り振るので、地域で何か独創的な考え方を持って、それを使って取り組んでみてくださいという方式を自治会と行政の間の中で、持ち込もうとしたのが、この考え方でございます。

それでも、いろいろな取り組みがありますけど、やはり各自治会によって差があるのも現実でございます。

地域担当者制度、まだまだ十分機能しているかというとそうではありませんけれども、実際に配置されている担当職員数、皆さん方のそれぞれ自治会に配置しておりますけども、何名いるか御存じでしょうか。場合によっては２名のところがありますし、場合によっては４名のところがあります。

それは、自治会でどれほど声が掛ってお手伝いが必要であったり、イベントなどに呼んでいただけるか。多いところについてはやはり多い人数、担当者を配置しているという現状があります。

そういうことから考えますと、そういう仕組みを作ったとは言いながら、まだ、全部が均一に事業を実施されているのではなくて、やはりまだ差については存在しうると、そのように受け止めているところでございます。

齋藤議員のところは、確か配置されている職員は、４人ではないかと思いますの

で、町内の中では多いとこだと、そのように思っております。

◇議　　長　７番　齋藤議員。

◇齋藤議員　担当職員が１番多い地域だそうで、そのとおりだと思いますけども、４番目になるのですけども、先ほど町長からの答弁にもありますけれど、自治会相互でいろんなイベントをしているとか、町民運動会を一緒にやるとか、そういう形で、なかなか合同という言葉でないのですけども、統合という形で進められないのかと、恐らく強制で指導することにはならないと思うのですけども、今の交付金のあり方にもありますけれども、そういう形での統合に向けた支援というか、そういう形の対策というのはどうなんでしょうか。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　この１１年、１２年と言いましょうか、大空町になりましてから、合併する中のいろいろな将来の課題というものを取り組んできた中の一つに、自治会の再編という言葉がございました。

１０年この方ずっと、議会でも何回か御質問があって、そういうことについて、私どもも先ほど言った地域の声もありましたので、取り組まなければならないのではないかと、そのように思って行政としても関わりを持つようにしてきたところでございます。

ただ、そうやって言いますと、何か勘違いをされて受け止められてしまいまして、行政は自治会の再編を押しつけるのかと、そのような言い方も往々にされたことがございます。

私は一区切りつけさせていただこうと、町がそういうような音頭とって指導をさせていただきながら、先頭になって自治会の再編をするというところからは、一旦身を引きたいと、そのように考えてございます。

ですので、町側から何かを御提案するという考え方は、今のところございません。

ただ、自治会の中で、こういうことで何とかここは再編をしたいと、そういう中で、行政として何か手伝ってくれとか応援してくれと、支援してくれというような話があれば、それは私ども、そこを拒むつもりは全くございませんので、そういったときには、人の配置だとか組織のあり方だとか、さらにはお金の面も、例えば含めて御協議に挑みたいと思っておりますけども、私どもから働きかける考え方は、今は持っておりません。

そのようにいろんな方々からの問い合わせもあれば、お伝えいただければと思うところでございます。

◇議　　長　７番　齊藤議員。

◇齋藤議員　この質問をもって最後にしますけども、今、町長がおっしゃられるとおりだと思います。

本当に統合、合同、似ているもんですけれども、そこまで行くのにはなかなか道筋がかかるのかなと思います。

その前にやっぱり何かできるものだけ一緒にやる、今、自主防災組織ができておりますけれども、何かの形で一緒にできる自治会があれば、そういう形で幅を広げていくくらいの方法しか見えないのかなと自分も思います。

その中で何かあれば、行政も十分指導していただきたいと思います。終わります。

◇議　　長　町長。

◇町　　長　自治会こそ何かそうやって、統合されるとか、本来、交流の母体となれば、一番ありがたいところでありますけれども、ただ、見回して見ますとこの１０年で、これは法律の改正などもあったりしたことも影響しますけれども、例えば商工会が一緒になりましたので、商工青年部として、どちらの地域の方々も今一緒に活動しています。

私の知っているところでは、いち早く統合した体育団体は卓球協会ではなかったかなと思いますけれども、どちらの方も入られ、また、複数のグループなどもあって、盛んに卓球に興じていらっしゃる姿も見受けられますし、社会福祉協議会、文化団体協議会など、さまざまな団体が一つの活動のところに集まって、活動されている、そういう姿も見受けられます。

そういったことがまた一つのきっかけとなって、次の交流のきっかけをつくってくださるのではないかと考えているところであります。

ただ、なかなか、いろいろな両地域の融合というところで考えますと、なかなか難しいと思いますのは、児童・生徒の交流がなかなか私が思っている以上に進んでいないかなという印象は、私は持っております。結構いろいろ話をさせていただきますけども、学校現場でありますとか保護者の方々の意識というところが、私が思っているよりはハードルが高くて、なかなか越えられないところがあろうかと思いますし、私どもの町は農業が中心の町でありますけれども、その産業団体が別々な組織で、今は存在しうるというところから接点がなかなか見つけ出せないというところがあるのではないかなと、そのようにも考えるところがございます。

ただ、もう１０年以上も過ぎたわけでありますけれども、やはりそのお互いの地域の一体的なところもあれば、一方では気質的には、相違のあるところもあります

ので、そこを常に一つにしていくっていうのはなかなか難しいですし、時間も掛かるものだと、そのように考えているところでございます。

お互い、そういった気持ちを常に持っているということが大切ではないかなと、機微に触れ行政としても、いろいろな取り組みをしてまいりたいと思っております。

何か御相談の向きなどが今後もあれば、私ども汗をかくという準備をしておりますので、そういった中では、自治会の再編も含めて取り組んでまいりたいと考えているところもございます。

ぜひ、私どもだけに寄せられる意見ではなくて、他からもいろんな御意見ちょうだいすることが、議員各位も多いことと思います。そのことをお伝えいただければありがたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議　　長　これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

（散会　午後０１時５０分）

平成２９年第２回

大空町議会定例会会議録

〔その２〕

・招 集　平成２９年６月２０日

・開 会　平成２９年６月２０日

・閉 会　平成２９年６月２１日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

１　応招議員は次のとおりである。

１番	上　地　史　隆	７番	齋　藤　宏　司
２番	田　中　裕　之	８番	松　岡　克　美
３番	原　本　哲　己	９番	欠　員
４番	沢　出　好　雄	10番	後　藤　幸　太　郎
５番	品　田　好　博	11番	深　川　　昇
６番	松　田　信　行	12番	近　藤　哲　雄

２　不応招議員は次のとおりである。

３　出席議員は応招議員と同じである。

４　欠席議員は不応招議員と同じである。

5　会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長	教育委員会委員長
代表監査委員	農業委員会会長
副町長	産業課長
会計管理者	産業課参事
総務課長	建設課長
総務課参事	建設課参事
住民課長	地域振興課長
福祉課長	住民福祉課長
福祉課参事	総務課主査
教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事
農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長長

6　職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7　会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成２９年第２回大空町議会定例会議事日程

第２号　平成２９年６月２１日（水）　１０時００分開議

日程第１　　会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第２　　同意第３号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第３　　同意第４号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第４　　同意第５号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第５　　同意第６号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第６　　同意第７号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第７　　同意第８号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第８　　同意第９号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第９　　同意第10号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第10　　同意第11号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第11　　同意第12号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第12　　同意第13号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第13　　同意第14号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第14　　同意第15号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第15　　同意第16号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第16　　同意第17号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第17　　同意第18号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第18　　同意第19号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第19　　同意第20号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第20　　同意第21号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第21　　同意第22号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第22　　同意第23号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第23　　同意第24号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第24　　同意第25号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第25　　同意第26号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第26　　同意第27号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第27　　同意第28号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第28　　同意第29号　大空町農業委員会委員の任命について

日程第29　　議案第37号　物品の購入について

日程第30　　議案第38号　物品の購入について

日程第31　　議案第39号　物品の購入について

日程第32　　議案第40号　財産の無償譲渡について

日程第33　　議案第41号　工事請負契約の締結について

日程第34　　議案第42号　大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第35　　議案第43号　大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定について

日程第36　　議案第44号　大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

日程第37　　議案第45号　平成２９年度大空町一般会計補正予算（第２号）

日程第38　　議案第46号　平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第39　　議案第47号　平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）

日程第40　　議案第48号　平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）

日程第41　　議案第49号　平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第42　　議案第50号　平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第43　　議案第51号　工事請負契約の締結について

日程第44　　議案第52号　工事請負契約の締結について

日程第45　　議案第53号　大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

日程第46　　報告第３号　債権の放棄について

日程第47　　報告第４号　平成２８年度繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第48　　報告第５号　平成２８年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況について

日程第49　　報告第６号　平成２８年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について

日程第50　　報告第７号　例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

１．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

２．大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田　勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林　敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部　猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

３．大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

４．大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長　作田勝弥

５．大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長　藤田　勉

６．本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成２９年　６月２１日

大空町議会議長　近藤哲雄

（開議　午前１０時００分）

◎開議宣告

◇議　　長　ただいまから平成２９年第２回大空町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

◇議　　長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２７条の規定によって、議長において、２番　田中裕之議員及び３番　原本哲己議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議　　長　この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長

諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、１１名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

また、職務の都合により、一部に異動があります場合があることを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◇議　　長　これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

（休憩　午前１０時０２分）

（山神農業委員会委員長　退席）

（再開　午前１０時０３分）

◇議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２　同意第３号

◇議　　長　日程第２　同意第３号　大空町農業委員会委員の任命についてから日程

第２８　同意第２９号　大空町農業委員会委員の任命についてまでの２７件はいずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町　　長　おはようございます。

大空町農業委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

ただいま一括上程されました同意第３号議案から、同意第２９号議案の大空町農業委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、平成２８年４月に施行された新たな農業委員会制度では、農業委員の選出方法が選挙制及び団体などの推薦による併用制から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更となりました。

また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方が含まれること、農業委員の過半数を認定農業者が占めることが要件となっております。

本町においては、現在、農業委員会委員が本年７月１９日に任期満了となることから、新たな農業委員会制度に基づき、本年３月１日から３月３１日まで、推薦応募により募集を行ったところであります。

その結果、大空町農業委員会委員の定数を定める条例第２条に基づく委員定数２７名に対し、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方１名、認定農業者の方２２名を含む２７名の方が推薦されたところであります。

その内容を副町長を委員長とする大空町農業委員会委員選考委員会で審査を行い、候補者全員が適任とされたところであります。

本案件につきましては、今回推薦された２７名の方を新たに農業委員会委員として任命いたしたく御提案申し上げるものでございます。

なお、同意を求めます個別につきましては、担当者から説明させていただきます。

◇議　　長　佐々木産業課長。

◇産業課長　議案書１ページでございます。

「同意第３号　大空町農業委員会委員が平成２９年７月１９日をもって任期が満了するので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、次の者を委員に任命することについて、議会の同意を求める。平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二。

記　住所　北海道網走郡大空町女満別西５条３丁目６番５号、氏名　福田重幸、生年月日　昭和２９年３月２１日生」

同意第４号から同意第２９号につきましては、前段の文章を省略し、同意を求め

る者の住所、氏名、生年月日につきまして申し上げます。なお、本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料１ページから５３ページに掲載してございます。あわせて御覧をいただきたいと存じます。

３ページ、同意第４号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴新富３９２番地の２０、氏名　澤井忠雄、生年月日　昭和３６年３月２６日生」

５ページの同意第５号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別湖南３３９番地の２、氏名　岡内浩之、生年月日　昭和３５年３月２０日生」

７ページ、同意第６号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別大東１７１番地の８、氏名　山神正信、生年月日　昭和３１年２月２日生」

９ページ、同意第７号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別本郷２２６番地の３２、氏名　伊藤博幸、生年月日　昭和３９年１１月２８日生」

１１ページ、同意８号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別大東１７番地、氏名　長尾照幸、生年月日　昭和３６年３月１６日生」

１３ページ、同意第９号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴明生１４７番地の２、氏名　田中秀雄、生年月日　昭和３０年１月２０日生」

１５ページ、同意第１０号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別日進３０６番地、氏名　赤石昌志、生年月日　昭和３４年２月１１日生」

１７ページ、同意第１１号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴福富２０７番地の７、氏名　小久保　謙、生年月日　昭和２３年３月２０日生」

１９ページ、同意第１２号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴山園２００番地の２、氏名　永倉誠二、生年月日　昭和３１年８月１４日生」

２１ページ、同意１３号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴千草７１番地の４、氏名　丹羽真治、生年月日　昭和３４年３月４日生」

２３ページ、同意第１４号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別朝日２８４番地の２、氏名　岩原秀嗣、生年月日　昭和３１年７月２５日生」

２５ページ、同意第１５号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別開陽２６６番地の８、氏名　渡辺　誠、生年月日　昭和４２年１月２日生」

２７ページ、同意第１６号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴西倉１１２番地の３、氏名　石田　敦、生年月日　昭和３３年９月１８日生」

２９ページ、同意第１７号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴大進９５番地の２、氏名　苫米地正幸、生年月日　昭和３０年５月４日生」

３１ページの同意第１８号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別大成１６２番地の５、氏名　渡邊恵二、生年月日　昭和４２年１１月２７日生」

３３ページ、同意第１９号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別住吉８４７番地、氏名　齊藤貞利、生年月日　昭和３５年６月２１日生」

３５ページ、同意第２０号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴大

進１４０番地の２、氏名　遠藤哲也、生年月日　昭和４５年１０月１１日生」
　３７ページ、同意第２１号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別本郷１７１番地の３、氏名　井上　良幸、生年月日　昭和３１年２月１１日生」
　３９ページ、同意第２２号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別湖南９３番地の５、氏名　石田正俊、生年月日　昭和３６年１０月２３日生」
　４１ページ、同意第２３号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別住吉８７９番地、氏名　江口美世司、生年月日　昭和３３年８月２６日生」
　４３ページ、同意第２４号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別中央２２８番地の１９、氏名　田中　悟、生年月日　昭和３０年４月１８日生」
　４５ページ、同意第２５号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴４８４番地、氏名　早川敏幸、生年月日　昭和３４年３月７日生」
　４７ページ、同意第２６号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別大東１６４番地の１４、氏名　石原せつえ、生年月日　昭和３３年２月３日生」
　４９ページ、同意第２７号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴福富１７９番地の２、氏名　岡本シゲ子、生年月日　昭和３０年３月３日生」
　５１ページ、同意第２８号でございます。「住所　北海道網走郡大空町女満別豊里４２３番地の２、指名　長谷川伸一、生年月日　昭和２６年７月２４日生」
　５３ページ、同意第２９号でございます。「住所　北海道網走郡大空町東藻琴末広６５番地の５、氏名　佐藤廣冶、生年月日　昭和２６年６月２０日生」
　以上２７名につきまして、農業委員会委員として適任であることから、同意を求めるものでございます。提案理由の説明とさせていただきましたので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議　　長　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　　（「なし」の声あり）
◇議　　長　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから、同意第３号大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。
　お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
　　（「異議なし」の声あり）
◇議　　長　異議なしと認めます。
　したがって、同意第３号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第４号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決し

ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第４号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第５号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第５号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第６号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第６号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第７号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第７号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第８号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第８号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとお

り可決されました。

◇議　　長　これから、同意第９号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第９号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１０号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　したがって、同意第１０号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１１号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１１号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１２号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１２号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１３号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１３号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１４号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１４号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１５号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１５号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１６号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１６号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１７号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１７号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１８号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１８号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第１９号 大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第１９号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２０号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２０号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２１号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２１号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２２号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２２号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２３号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２３号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２４号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２４号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２５号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２５号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２６号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２６号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２７号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２７号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２８号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２８号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　これから、同意第２９号　大空町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、同意第２９号　大空町農業委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　暫時休憩します。

（休憩　午前１０時２７分）

（山神農業委員会会長　着席）

（再開　午前１０時２８分）

◎日程第２９　議案第３７号

◇議　　長　日程第２９　議案第３７号　物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長　議案書５５ページでございます。

「議案第３７号　物品の購入について

次のとおり物品を購入したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二。

記１　購入する物品の種類及び数量　原料受入作業用フォークリフト１台、製品入出庫作業用フォークリフト１台、２　購入の方法　一般競争入札、３　購入の金額　１，５７１万４，０００円、４　購入の相手方　網走郡大空町女満別西７条５丁目１番１４号　株式会社マイカーセンター中央　代表取締役　敦賀政之」

購入物品でありますフォークリフト２台につきましては、広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業において導入するものであります。

原料受入作業用フォークリフトにつきましては、電気式で主に穀類乾燥調製棟で使用するものであります。また、製品入出庫作業用フォークリフトにつきましては、電気式で主に豆類製品貯蔵棟で使用するものであります。

物品購入に係る入札につきましては、平成２９年５月３０日に一般競争入札により実施し、５月３１日に仮契約を締結しております。

また、納入期限は平成２９年１２月２０日までの予定としております。

物品購入に当たっての一般競争入札につきましては、参加のあった株式会社マイカーセンター中央、女満別町農業協同組合、有限会社秋岡自動車工業の３者で入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社マイカーセンター中央が落札したところであります。

契約の金額１，５７１万４，０００円で、うち消費税及び地方消費税の合計額は、１１６万４，０００円となっております。

なお、物品売買契約につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定となっております。

以上で、提案説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３７号　物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号　物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０　議案第３８号

◇議　　長　日程第３０　議案第３８号　物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長　議案書の５７ページでございます。

「議案第３８号　物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二。

記１　購入する物品　女満別中学校　学校教育用・校務用端末等、２　購入する物品の種類及び数量　別紙のとおり、３　購入の方法　指名競争入札、４　購入の金額　１，６７８万６，４４０円、５　購入の相手方　網走郡大空町女満別西１条４丁目２番２号、　岩原販売所　代表　岩原　繁」

女満別中学校における学校教育用及び校務端末等の購入でございますが、生徒が情報モラルを身に付け、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが今後ますます重要になってきております。

現在、女満別中学校のコンピューター教室、職員室で使用している端末等につきましては、平成２０年度から２１年度にかけて整備したものであり、８年以上が経過しておりますことから、今回、持続的かつ円滑な教育環境を提供するために、安定稼働に必要な性能を満たす端末等を更新整備するものであります。

購入する物品の種類及び数量について御説明申し上げますので、議案書５８ページをお開き願います。

別紙、学校教育用、こちらはコンピューター教室において生徒が授業で使用する端末等になりますが、デスクトップ型パーソナルコンピューター教師用１台、同じく生徒用４０台のほか、サーバー、レーザープリンター・インクジェット複合機、液晶プロジェクターを各１台購入いたします。

続きまして、校務用でございます。

こちらは職員室において先生が使用する端末等になりますが、ノート型パーソナルコンピューター教師用１９台のほか、レーザープリンター・保管庫を各１台、端末からテレビのモニターなどに打ち出すことのできるワイヤレスディスプレィアダプター１０台を購入いたします。

物品購入に係る入札は、平成２９年６月６日に指名競争入札により実施し、６月９日に仮契約を締結しております。

また、納入期限は、平成２９年９月２９日までの予定としております。

物品購入に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、岩原販売所、有限会社ササキ、有限会社ナカムラ電気、有限会社山田電気、有限会社ヤマニ樫原の５者で入札を執行いたしました。

入札の結果、岩原販売所が落札したところであります。

契約の金額は１，６７８万６，４４０円、内消費税及び地方消費税の合計額は、１２４万３，４４０円となっております。

なお、物品購入契約につきまして、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３８号　物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号　物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３１　議案第３９号

◇議　　長　日程第３１　議案第３９号　物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長　「議案第３９号　物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二。

記１　購入する物品　東藻琴中学校　学校教育用・校務用端末等、２　購入する物品の種類及び数量　別紙のとおり、３　購入の方法　指名競争入札、４　購入の金額　１，３４１万４６８円、５　購入の相手方　網走郡大空町東藻琴３１９番地の２　合名会社　松山東栄堂　代表社員　松山　寛」

東藻琴中学校における学校教育用及び校務用端末等の購入でございますが、生徒が情報モラルを身に付け、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが今後ますます重要になってきております。

現在、東藻琴中学校のコンピューター教室、職員室で使用している端末等につきましても、女満別中学校と同様平成２０年度から２１年度にかけて整備したものであり、８年以上が経過しておりますことから、今回、持続的かつ円滑な教育環境を提供するために、安定化稼働に必要な性能を満たす端末等を更新整備するものでございます。

購入する物品の種類及び数量について、御説明申し上げますので議案書６０ページをお開き願います。

別紙、学校教育用、こちらはコンピュータ教室において生徒が授業で使用する端末になりますが、デスクトップ型パーソナルコンピューター教師用１台、同じく生徒用３０台のほか、サーバー、レーザープリンター、インクジェット複合機、液晶プロジェクターを各１台購入いたします。

続きまして、校務用でございます。

こちらは職員室において先生が使用する端末等になりますが、デスクトップ型パーソナルコンピューター教師用１６台のほか、レーザープリンター、保管庫を各１台、端末からテレビのモニターなどに写し出すことのできるワイヤレスディスプレィアダプター８台を購入いたします。

物品購入に係る入札は、平成２９年６月６日に指名競争入札により実施し、６月９日に仮契約を締結しております。

また、納入期限は、平成２９年９月２９日までの予定としております。

物品購入に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、有限会社児玉時計電化センター、文具のナカヤマ、合名会社松山東栄堂の３者で入札を執行いたしました。

入札の結果、合名会社　松山東栄堂が落札したところであります。

契約の金額は１，３４１万４６８円、うち消費税及び地方消費税の合計額は９９万３，３６８円となっております。

なお、物品購入契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３９号　物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号　物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３２　議案第４０号

◇議　　長　日程第３２　議案第４０号　財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長　議案書６１ページでございます。

「議案第４０号　財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定

により議会の議決を求める。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二。

記１　無償譲渡の目的　社会福祉施設用地、２　無償譲渡する土地の所在地、種別、数量　所在地　大空町東藻琴、地番　３８３番３６、地目　宅地、数量　１，９０３．９６平方メートル、３　譲渡の金額　無償、４　譲渡の相手方　網走郡大空町東藻琴３８７番地の８　社会福祉法人東藻琴福祉会　理事長　佐野　廸」

本件につきましては、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、財産の無償譲渡について、議会の議決を得ようとするものでございます。

財産の無償譲渡を予定しています土地は、東藻琴生活支援ハウスと大空町東藻琴診療所との間にあります土地でございます。

今回の無償譲渡につきましては、地方自治法に定められている要件の条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして財産を譲渡することに該当するもので、議決が必要となるものでございます。

この土地につきましては、社会福祉法人東藻琴福祉会が進めております社会福祉施設特別養護老人ホームの増築事業の建設用地として、社会福祉法人が無償での譲渡を申し出ているもので、その目的となります特別養護老人ホームの増築につきましては、大空町の地域福祉の増進、高齢社会の対応として欠くことのできないものであることから、無償譲渡するものでございます。

なお、参考資料５５ページに財産の無償譲渡予定地位置図につきまして掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４０号　財産の無償譲渡についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号　財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３３　議案第４１号

◇議　　長　日程第３３　議案第４１号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事　議案書６３ページでございます。

「議案第４１号　工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５項の規定により議会の議決を求める。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二。

記１　契約の目的　女満別運動公園野球場改修工事、２　契約の方法　指名競争入札、３　契約の金額　１億９，８１８万円、４　契約の相手方　大空町女満別西３条２丁目１番１３号　ダイナ・吉井経常建設共同企業体代表者　株式会社ダイナ建設　代表取締役　中山　登」

工事箇所につきましては、参考資料５７ページに内容を記載しておりますので、そちらで御確認願います。請負契約に係る入札につきましては、平成２９年６月６日、指名競争入札を行い、６月２１日仮契約を締結したところでございます。工期は、契約の日から平成２９年１２月１９日までとしております。

本案件に関わります主な工事につきましては、メッシュフェンスなどの附帯設備、観客席の設置、受電設備の改修、電光スコアボード、投光器のＬＥＤ化、防球ネットの設備工事となっており、本年度、施設の完成を目指しております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、株式会社早水組、株式会社丸田組、株式会社そうけん、ダイナ・吉井経常建設共同企業体、船橋西川・山洋経常建設共同企業体の５者で入札を執行いたしました。入札の結果、ダイナ・吉井経常建設共同企業体が落札したところであります。

契約の金額は、１億９，８１８万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、１，４６８万円となっております。なお、当該工事を契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４１号　工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　ここで１０分間休憩します。

（休憩　午前１０時５１分）

（再開　午前１１時０１分）

◇議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第３４　議案第４２号

◇議　　長　日程第３４　議案第４２号　大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事　議案書６５ページでございます。

「議案第４２号　大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２９年6月２０日提出　大空町長　山下英二」

提案理由につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の５９ページをお開き願います。

本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法における地方税減収補填措置の対象業種が改められましたことから、法に合わせた対象とするよう改正するものでございます。

改正の内容は、条例第２条中の情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４２号　大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号　大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３５　議案第４３号

◇議　　長　日程第３５　議案第４３号　大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長　議案書の６９ページでございます。

「議案第４３号　大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正

する条例制定について

このことについて別紙のとおり提出する。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

議案書の７１ページから７８ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の６１ページを御覧願います。

議案第４３号関係、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例の概要です。

改正の概要でございますが、本年３月３１日付けで子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、４月１日付けで施行されました。

平成２７年４月からスタートいたしました子ども子育て支援新制度により、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減、第２子半額、第３子以降無償化などが図られているところですが、今回保育料の上限額の一部見直しや、低所得階層の多子軽減をさらに拡充する内容などとなっております。

このことから、本町における幼稚園やへき地保育所などの保育料についても、国が定める上限の範囲内で設定する必要があることから影響する保育料について、整理を行うものであります。

また、さらに本年度から北海道の単独施策として、３歳未満の保育所等を利用する第２子の保育料を無償化する市町村に対し、補助金を交付する事業が創設されましたことから、本町においても、北海道の施策に合わせ対象児童を一部町独自に拡充し、保育料を無料とする改正を行います。

改正が必要となる条例は、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例、大空町立預かり保育所条例、大空町立へき地保育所条例及び大空町広域入所に関する条例の４条例ですが、改正の趣旨等が同一でありますことから、これら四つの条例を一括改正条例として改正を行うものであります。

以降、概要表の左側から改正する項目、関係条項、改正の概要等、施行または適用期日の順に御説明申し上げます。

また、項目の欄に（国）と表示しておりますのは、国の法施行令等の改正に伴う改正、（道）の表示しておりますのは、北海道の単独補助事業実施による改正になります。

初めに、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例と大空町立預かり保育所条例の一部改正でございますが、２条例同一の改正内容となりますので、一括して御説明いたします。

２項目ございますが、いずれも国の法施行令等の改正に伴うものです。

（１）市町村民税所得割課税額の適用しない税額控除の追加

別表備考１　保育料の算定に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割課税額の算定に当たり、適用しない税額控除にふるさと納税の税額控除を追加します。平成２９年度以降の所得割の額の算定について適用。

（２）市町村民税非課税世帯、第２子保育料の無償化に係る改正、別表備考３・４、市町村民税非課税世帯（保育料表の２階層の世帯）の第２子に係る保育料を無料とします。そのほか影響する条項や文言を整理しております。平成２９年４月１日から適用。６２ページをお開き願います。

続きまして、大空町立へき地保育所条例の一部改正でございます。

３項目のうち２項目が国の法、施行令等の改正に伴うもので、先ほどの改正と同様のものになります。また、３項目が北海道の単独補助事業実施と本町独自の拡充施策によるものになります。

（１）市町村民税所得割課税額の適用しない税額控除の追加、別表備考１　保育料の算定に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割課税額の算定に当たり、適用しない税額控除にふるさと納税の税額控除を追加します。平成２９年度以降の所得割の額の算定について適用。

（２）市町村民税非課税世帯第２子保育料の無償化に係る改正、別表備考４・５、市町村民税非課税世帯の第２子に係る保育料を無料とします。その他影響する条項や文言を整理しております。平成２９年４月１日から適用。

（３）３歳未満第２子の保育料の無償化に係る改正、別表備考５　新規でございます。３歳未満について保育料表の３階層から８階層の世帯の第２子に係る保育料を無料とします。

北海道の単独補助事業の対象となりますのは、保育料表の３階層から５階層までの世帯になりますが、大空町独自に対象を拡充し、６階層から８階層までの全階層について保育料を無料とする改正を行うものであります。

既に無料となっているものにつきましては、括弧書きに記載のとおり１階層全員、ひとり親世帯等の２階層全員と３階層及び４階層の第２子となっております。平成２９年４月１日から適用。

続きまして、大空町広域入所に関する条例の一部改正でございます。５項目のうち、４項目が国の法施行令等の改正に伴うもの、また、５項目が北海道の単独補助事業実施と本町独自の拡充施策によるものになります。

（１）保育料基準額の引き下げ、別表第１　第１　保育料徴収基準額表（１号認定（３歳以上児））の３階層の保育料徴収基準額を１万６，１００円から１万４，１００円に引き下げます。平成２９年４月１日から適用。

（２）市町村民税所得割課税額の適用しない税額控除の追加、別表備考１　保育料の算定に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割課税額の算定に当たり、

適用しない税額控除にふるさと納税の税額控除を追加します。平成２９年度以降の所得割の額の算定について適用。

６３ページになります。

（３）ひとり親世帯等の低所得階層に係る徴収基準額引き下げ、別表備考４、ひとり親世帯等に係る２階層、３階層及び４階層の保育料徴収基準額を次のとおり、現行保育料から引き下げます。

２階層につきましては、いずれも無料、３階層につきましては、１号認定が月額７，５５０円から３，０００円に、２号認定のうち、保育標準時間が月額７，７５０円から６，０００円に、保育短時間が月額７，６５０円から６，０００円に、３号認定のうち、保育標準時間が月額９，２５０円から９，０００円に、保育短時間が月額９，１５０円から９，０００円に、４階層につきましては、１号認定が月額２万５００円で変更ございません。

２号認定のうち保育標準時間が月額１万３，５００円から６，０００円に、保育短時間が月額１万３，３００円から６，０００円に、３号認定のうち、保育標準時間が月額１万５，０００円から９，０００円に、保育短時間が月額１万４，８００円から９,０００円に、それぞれ引き下げとなります。平成２９年４月１日から適用。

（４）市町村民税非課税世帯第２子保育料の無償化に係る改正、別表備考７（１）、市町村民税非課税世帯の第２子係る保育料を無料とします。その他影響する条項や文言を整理しております。平成２９年４月１日から適用。

（５）３歳未満第２子の保育料の無償化に係る改正、別表備考７（２）３歳未満について第３保育料表の３階層から８階層の世帯の第２子に係る保育料を無料とします。

北海道の単独補助事業の対象となりますのは、保育料表の３階層から５階層までの世帯になりますが、大空町独自に対象を拡充し、６階層から８階層までの全階層について、保育料を無料とする改正を行うものであります。

既に無料となっているものにつきましては、括弧書きに記載のとおり、１階層全員、ひとり親世帯等の２階層全員と３階層及び４階層のの第２子となっております。平成２９年４月１日から適用。

６４ページから７９ページまで新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いいたします。

施行期日につきましては、いずれの条例も公布の日から施行し、平成２９年４月１日から適用しようとするものであります。

以上、提案理由を御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４３号　大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号　大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３６　議案第４４号

◇議　　長　日程第３６　議案第４４号　大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長　議案書７９ページでございます。

「議案第４４号　大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

説明につきましては、参考資料にて御説明申し上げますので、参考資料８１ページをお開き願います。

新旧対照表を御覧いただきたいと思いますけれども、改正の内容につきましては、第２条の名称及び位置について、大空町東藻琴３８７番地の８から大空町東藻琴３８７番地の９に改めるものでございます。

東藻琴老人福祉センターの位置を示します土地につきましては、平成６年の建設当初から社会福祉法人東藻琴福祉会と無償での使用貸借契約を締結してきているところでございます。

今回こうした状況を解消し、土地と建物町有財産として一体で管理する本来のあるべき状態にするため、また、社会福祉法人東藻琴福祉会が進めております特別養護老人ホームの増築事業にあわせまして、社会福祉法人が建設予定地として要望している町有地と老人福祉センターの土地を等価交換することに伴い、土地の位置が変わることから、条例を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４４号　大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号　大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３７　議案第４５号

◇議　　長　日程第３７　議案第４５号　平成２９年度大空町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長　議案書の８３ページでございます。

「議案第４５号　平成２９年度大空町一般会計補正予算（第２号）平成２９年度

大空町一般会計補正予算(第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，２２５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８４億４２２万７，０００円とする。

第２項　歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第２条　地方債の変更は、第２表　地方債補正による。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

８５ページをお開き願います。

第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。

１２款　分担金及び負担金から１，４３０万円減額、１３款　使用料及び手数料から８７万９，０００円を減額、１５款　道支出金１７８万６，０００円を追加、１６款　財産収入に５２万２，０００円を追加、１７款　寄附金に１，５３０万円を追加、１８款　繰入金から４，９０９万６，０００円を減額、１９款　繰越金に１億１，６５８万９，０００円を追加、２０款　諸収入に１，７２３万７，０００円を追加、２１款　町債に５１０万円を追加、歳入合計は９，２２５万９，０００円を追加し、８４億４２２万７，０００円とするもので、８６ページをお開きください。

歳出です。

２款　総務費に１，２７５万８，０００円を追加、３款　民生費に２，８０５万５，０００円を追加、４款　衛生費から６０７万１，０００円を減額、６款　農林水産業費から１，０２５万円を減額、７款　商工費から２，０００円を減額、８款土木費に２２９万４，０００円を追加、９款　消防費に１８３万円を追加、１０款教育費に６，６０６万６，０００円を追加、１１款　災害復旧費に５００万円を追加、１２款　公債費から５５５万５，０００円を減額、８７ページになります。

１３款　職員給与費から１８６万６，０００円を減額、歳出合計は９，２２５万９，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

８８ページをお開き願います。

第２表　地方債補正、１変更です。

廃屋等解体撤去推進事業債は、限度額５００万円に１０万円追加し、５１０万円に変更しています。

１３件の補助金交付申請を受け、建物の状況等について審査の結果、景観や周辺への影響等により全てについて解体撤去は必要であると判断したところですが、補助金に不足が生じることから追加するため、財源としています地方債も増額するものであります。

２８年発生災害公共土木施設復旧事業債は、限度額１，３９０万円に５００万円

追加し、１,８９０万円に変更しています。

２８年８月の台風により被害を受けた橋梁、護岸の復旧について、河川管理者や河川管理者である北海道に対し、復旧工事の実施を要望しておりましたが、道路の一部であるとの判断から、町が実施することとなったため、工事費の追加に伴い増額するものであります。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、９６ページ、９７ページをお開き願います。

２款１項１目　総務一般事務費の４節　臨時職員雇用保険料に８，０００円、臨時職員社会保険料に１８万６，０００円、７節　臨時職員賃金１２２万９，０００円を追加しています。

２８年度まで配置しておりました防災対策に係る嘱託職員について、再任用職員を含め職員の配置を考え、当初予算では嘱託職員の計上をしておりませんでしたが、職員を配置できなかったことから、臨時職員を配置するため追加するものであります。

また、今回の補正予算では、４月から雇用保険料率の引き下げ、社会保険料率の引き上げが行われたことから、必要な科目においては、それぞれ減額、追加を行っております。

総務一般事務費におきましても、既存予算分の臨時職員雇用保険料から４，０００円減額、臨時職員社会保険料で１，０００円追加となり、差し引きでの補正予算の計上をしております。

同じく総合支所運営事務費の４節　臨時職員雇用保険料から４，０００円減額、臨時職員社会保険料に１，０００円追加しています。保険料率の改定に伴い増減するものであります。

３目　町史編さん事業の４節　嘱託職員雇用保険料から３，０００円減額、嘱託職員社会保険料１，０００円を追加しています。

保険料率の改定に伴うものであります。

５目　会計管理事務費の４節　嘱託職員雇用保険料から４，０００円減額、嘱託職員社会保険料３，０００円追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

７目　移住定住対策事業の４節　地域おこし協力隊員雇用保険料から４，０００円減額、地域おこし協力隊員社会保険料に３，０００円追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

同じく、地域振興施設整備事業の１１節　消耗品１０万円追加しています。

４月２１日に道の駅として登録されたことから、多くの方に御利用いただき、訪れていただくため実施する道の駅スタンプラリー等に必要な消耗品について、追加

するものであります。１８節　ソフトクリーンフリーザー２９７万円、ベビーシートに１８万３，０００円を追加しています。

産業振興のため寄附をいただいたことから、地域振興施設の備品を購入するものであります。

同じく、ふるさと応援寄附金事業の４節　臨時職員雇用保険料から２，０００円減額、臨時職員社会保険料１，０００円を追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

９目　財政調整基金積立金の２５節　積立金に１００万円、地域振興基金積立金の２５節　積立金に６００万円を追加しています。

消防防災機能の充実及び地域振興のため寄附をいただいたことから、３０年度に消防防災機能の充実として、車両の購入に充てるため財政調整基金に積立、また、今後の地域振興を図るための財源として地域振興基金へ積み立てるものであります。

１２目　交通安全対策費の１５節　９８ページ、９９ページになります。

車輌感知式交通安全灯移設工事１０９万１，０００円追加しています。

交通事故が多発しています大成地区の町道交差点に安全対策として、２９年度予算で電光掲示板を設置することから、現在、同交差点付近に設置しています車輌感知式交通安全等を英霊墓地から女満別小学校の通学路における安全対策を充実させるため、移設に要する工事費を追加するものであります。

３項１目　戸籍住民台帳管理事業の４節　臨時職員雇用保険料から３，０００円減額、臨時職員社会保険料に２，０００円を追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

３款１項１目　国民健康保険事業特別会計繰出金の２８節　繰出金に３，０２４万５，０００円を追加しています。

加入世帯における所得確定に伴う国保税の算定、医療費や国庫支出金等の再積算等に伴い、一般会計からの負担分か追加となるものであります。

２目　介護保険事業特別会計繰出金の２８節　介護保険事業勘定特別会計繰出金から２，０００円減額しています。嘱託職員の保険料率の改定に伴い減額となるものであります。

介護サービス事業勘定特別会計繰出金から２３４万９，０００円減額しています。人事異動による職員人件費の減額、前年度繰越金の計上に伴い減額となるものであります。

２項１目　子ども子育て支援事業の１節　子ども子育て会議委員報酬１２万７，０００円、９節　費用弁償に１万円、１１節　食糧費に４，０００円、それぞれ追加しています。

認定こども園の整備に向けて、基本的な考え方や方針、施設規模の検討、建設場所の比較などをまとめる計画について、子ども子育て会議での議論をいただくため、

開催に要する経費２回分を追加するものであります。

３目　東藻琴保育園管理運営費の４節　臨時職員雇用保険料から２万５，０００円減額、臨時職員社会保険料に４万５，０００円追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

４款１項３目　簡易水道事業特別会計繰出金の２８節　繰出金から６２６万２，０００円減額しています。人事異動による職員人件費の減額、前年度繰越金の計上に伴い減額となるものであります。

同じく廃屋等解体撤去推進事業の１９節　廃屋等解体撤去補助金に１９万１，０００円追加しています。

第２表　地方債補正で説明しましたが、１３件の補助金の申し込みを受け、審査の結果、全てについて解体撤去が必要であると判断したため、当初予算で不足となる１件分について追加するものであります。

６款１項１目　農業後継者育成対策事業の１９節　西村塾補助金から７万円減額しています。農業後継者が知識、技術の向上のための研修会の実施や会員相互の交流を深めるなどの事業に対し補助しておりましたが、西村塾が本年４月１４日に解散したことから減額するものであります。

１００ページ、１０１ページになります。

３目　農業振興一般事務費の４節　嘱託職員雇用保険料に１万５，０００円、嘱託職員社会保険料に２４万４，０００円、７節　嘱託職員賃金１６４万７，０００円を追加しています。

本年、北海道より市町村食育推進計画を２９年の内に策定するよう通知があったところです。食育推進計画は、食育基本法で計画を作成作成するよう努めなければならないと定められており、食に関心を持ち健全な体と豊かな心を育ぐくめるよう、地域での職域の取り組みを関係機関が情報共有し、連携しながら総合的、計画的に食育の取り組みを実践する計画であります。

計画の策定に当たり、専門的的な知識を有する嘱託職員を雇用するため追加するものであります。

同じく、経営所得安定対策事業の４節　臨時職員雇用保険料から４，０００円減額、臨時職員社会保険料に２，０００円追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

同じく広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の４節　臨時職員社会保険料に１万６，０００円追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

５目　美幌日並地区草地畜産基盤整備事業の１９節　負担金から１，４３０万円減額しています。

美幌町と大空町にまたがるＪＡ美幌が所有の牧場の基盤整備に係る道営事業の負担金ですが、大空町にある整備面積分については大空町から、美幌町にある整備面

積分については、美幌町から負担金を徴収されることとされていたため、当初予算に歳入歳出を計上しておりましたが、最終的には、大空町の会計を通さず一括美幌町から負担金が徴収されることとなったため減額するものであります。

２項１目　地域材利用促進事業補助金の１９節　補助金に２２０万円を追加しています。

１２件の採択申請を受け、抽選の結果、９件７７０万円を決定、３件については、補助金を減額し、決定したところです。

地域材の利用を促進する観点等から、減額となっている３件分を申請どおり決定するため不足する２２０万円を追加するものであります。

７款１項２目　観光振興一般事務費の４節　地域おこし協力隊員雇用保険料から５，０００円減額、地域おこし協力隊員社会保険料に３，０００円を追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

８款１項２目　街灯管理費の１５節　街灯設置工事に５３万２，０００円追加しています。街灯の設置に寄附をいただいたことから、街頭が不足している町道女中通学線に、３灯を設置するため追加するものであります。

２項２目の町道維持補修事業の１３節　維持工事測量設計委託料に５０万円、町道敷地分筆測量委託料に５０万円、１５節　町道維持補修工事に６５０万円、１７節　用地買収費に９０万円を追加しています。

町道開陽中央線の日進地区において、冬季間の吹雪により吹きだまりの激しい箇所があることから、隣接する用地を１０メートル幅で延長約２００メートル購入し、吹きだまりの解消を図るため、必要な経費について追加するものであります。

なお、町道維持補修事業に係わります位置図につきましては、議会定例会参考資料の８３ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

１０２ページ、１０３ページになります。

４項１目　下水道事業特別会計繰出金の２８節　繰出金から６６３万８，０００円減額しています。

繰越金の計上等により減額となるものであります。

９款１項２目　網走地区消防組合大空消防署費負担金の１９節　負担金から５３２万１，０００円減額しています。

職員の退職、人事異動、共済組合及び退職手当組合の負担率の改定等に伴い、人件費が５２０万円減額、また、平成３年車両登録の指揮車を更新することから、車検の経費等１２万１，０００円減額、合わせて５３２万１，０００円減額するものであります。

同じく４目　網走地区消防組合大空消防署施設費負担金の１９節　負担金、７１５万１，０００円追加しています。

消防防災機能の充実及び地域振興のため寄附をいただいたことから、平成３年車

両登録の指揮車を新たに更新するため、関係経費について追加するものであります。
　１０款１項２目　事務局費の８節　先進地視察等参加報償費に６９万４，０００円追加しています。
　新しい高校づくりを進めるに当たり、関係者の先進地視察を行うため追加するものであります。
　なお、６９万４，０００円のうち、９節　費用弁償から３２万円減額しておりますが、本来８節に計上するべきところ誤って計上していたため減額し、８節に３２万円を計上し直しております。
　同じく、学校教育振興事業の４節　特別支援コーディネーター社会保険料に２１万７，０００円を追加しています。
　特別支援コーディネーターは、勤務時間が週２３時間１５分の非常勤職員であり、以前は短時間勤務のため、社会保険料の加入対象となっておりませんでしたが、４月より２０時間以上の短時間勤務者でも加入対象となったことから、社会保険料を追加するものであります。
　同じく、子ども未来づくり教育基金積立金の２５節　積立金に６，０００万円追加しています。繰越金の一部を財源として積み立てることとしているため追加するものであります。
　２項１目　女満別小学校管理費の４節　嘱託補助教諭雇用保険料から１万１，０００円減額、嘱託補助教員社会保険料に１万６，０００円追加しています。
　同じく東藻琴小学校管理費の４節　嘱託補助教諭雇用保険料から６，０００円減額嘱託職員補助教員社会保険料に７，０００円追加しています。いずれも保険料率の改定に伴うものであります。
　２目　女満別小学校教材費の１１節　消耗品に２８万９，０００円、１８節　教材備品に２２万３，０００円を追加しています。
　通級学級及び特別支援学級の児童数の増加に伴い、学級数も増えたことから、必要な教材を購入するため追加するものであります。
　３項１目　女満別中学校管理費の４節　嘱託補助教諭雇用保険料から６，０００円減額。
　１０４ページ、１０５ページになります。
　嘱託補助教諭社会保険料に２万４，０００円追加、４項１目　東藻琴高等学校管理費の４節　臨時職員雇用保険料から５，０００円減額、臨時職員社会保険料に３，０００円を追加、同じく４目　東藻琴高等学校寄宿舎管理費の４節　嘱託寮監雇用保険料から２，０００円減額、嘱託寮監社会保険料に１，０００円を追加しています。いずれも保険料率の改定に伴うものであります。
　５項１目　女満別幼稚園管理費の４節　幼稚園長雇用保険料に２万２，０００円、幼稚園長社会保険料３６万７，０００円、飛びますが７節　幼稚園長賃金２４３万

４，０００円追加しています。嘱託での延長を配置したことに伴い追加するものであります。

戻りますが、４節　嘱託教員雇用保険料から４万４，０００円減額、嘱託教諭社会保険料に３万９，０００円追加、同じく東藻琴幼稚園管理費の４節　幼稚園長雇用保険料から７，０００円減額、幼稚園長社会保険料に２，０００円追加、嘱託教諭雇用保険料から１万４，０００円減額、嘱託教諭社会保険料に７万２，０００円追加しています。いずれも保険料率の改定に伴うものであります。

６項１目　子育て支援ネットワーク充実事業の４節　社会教育コーディネーター雇用保険料から７，０００円減額、社会教育コーディネーター社会保険料に２，０００円追加しています。保険料率の改定に伴うものであります。

７節　社会教育コーディネーター賃金に１０万２，０００円追加しています。雇用に当たり、通勤手当が必要となったことから追加するものであります。

同じく、教育文化合宿誘致事業の１９節　教育文化合宿補助金１９７万円追加しています。

２９年度の誘致に当たり、バスケットボール、柔道、陸上競技で、新規チームが合宿に来町されること、また、合宿の期間や人数の増加が見込まれることから、不足を追加するものであります。

１１款２項１目　２８年発生災害道路橋梁復旧費の１５節　道路橋梁復旧工事に５００万円追加しています。第２表　地方債補正で説明しましたが、２８年８月の台風により被害を受けた橋梁・護岸の復旧について、町が実施することとなったことから、工事費を追加するものであります。

なお、道路橋梁の復旧に係わります位置図につきましては、議会定例会参考資料の８５ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

１０６ページ、１０７ページになります。

１２款１項２目　地方債償還利子の２３節　地方債利子償還金から９４３万７，０００円減額しています。当初予算では、広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業において、２９年２月２１日に入札した工事請負契約に伴う前払金の財源として地方債の前借りを予定しておりましたが、２８年度中の前払金がなく、２９年度で行われたことから、利子が発生しないため減額するものであります。

同じく、一時借入金利子の２３節　一時借入金利子に３８８万２，０００円追加しています。

地方債利子償還金と同様に、広域穀類乾燥調製施設整備事業の工事請負契約に伴う、前払金が２９年度に行われたことから、地方債の借り入れまでの期間、一時借入金で対応するため、利子分について追加するものであります。

１３款１項１目　職員給与費の２節　一般職給から、１９節　福祉協会負担金まで総額１８６万６，０００円減額しています。４月１日付け人事異動、退職、新規

採用、支給事由の変更、共済組合退職手当組合の負担率の改定等による増減で、今回整理をさせていただくものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、９２ページ、９３ページをお開き願います。

１２款１項１目　美幌日並地区草地畜産基盤整備事業分担金から１，４３０万円減額しています。歳出で説明しました道営事業の負担金に係わります分担金で、美幌町から徴収されることとなったため減額するものであります。

１３款１項２目２節　保育所保育料から８１万円減額しています。議案第４３号でお認めいただきましたが、国の基準、北海道の補助制度を活用することに伴い、３歳未満第２子に係る保育料を無料とするため、１２名分が減額となるものであります。

７目３節　幼稚園保育料から３万６，０００円減額しています。保育所保育料と同様に議案第４３号で認めいただきましたが、国の基準改正に伴い、第２子に係る保育料を無料とするために２名分が減額となるものであります。

同じく、預かり保育所保育料から３万３，０００円減額しています。こちらも議案第４３号でお認めいただきましたが、町の施策として、幼稚園保育料と同様に、第２子に係る保育料を無料とするため２名分が減額となるものであります。

１５款２項２目４節　多子世帯保育料軽減支援事業費補助金に１７８万６，０００円追加しています。市町村民税所得割１６万９，０００円未満の世帯に属する３歳未満の第２子に係る保育所保育料を無料とした場合の北海道からの補助金で１０名分が対象となるため追加するものであります。

１６款１項２目１節　出資配当金に５２万２，０００円追加しております。網走地区森林組合に対する出資金に配当があったものであります。

１７款１項１目１節　一般寄附金に１，５３０万円追加しています。３件、１，５３０万円の寄附をいただいたものであります。

１８款１項１目１節　財政調整基金繰入金から、５，２７７万円減額しています。今回の財源調整のため減額するものであります。

５目１節　地域振興基金繰入金に２４５万３，０００円追加しています。地域振興施設の備品整備、地域材利用促進事業補助金の追加に伴う財源として繰り入れするものであります。

７目１節　子ども未来づくり教育基金繰入金に１２２万１，０００円を追加しています。保育園、幼稚園の保育料軽減等に伴う財源として繰り入れするものであります。

１９款１項１目１節　前年度繰越金に１億１，６５８万９，０００円追加しております。繰越金の全額を予算計上するものであります。

２０款４項７目１節　臨時職員等雇用保険料納付金から６万４，０００円減額し

ています。保険料率の改定等に伴い減額となるものであります。

１１目１節　農業振興負担金から６５９万３，０００円減額しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に係る農協等からの負担金でありますが、工事請負契約に伴う前払金を予定しておりましたが、２８年度ではなく２９年度に行われたことから、その財源が地方債から一時借入金となったため、償還利子等の変更により減額となるものであります。

同じく前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金に５２８万４，０００円、前年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金に１，８６１万円追加しています。それぞれ前年度事業費の確定により返還金を追加するものであります。

９４ページ、９５ページの２１款　町債につきましては、第２表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４５号　平成２９年度大空町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号　平成２９年度大空町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◇議　　長　ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

（休憩　午前１１時５４分）

（再開　午後０１時００分）

◎諸般の報告

◇議　　長　この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長　諸般の報告を申し上げます。

５番　品田好博議員より早退する旨届け出がありました。

ただいまの出席議員は、１０名であります。

以上でございます。

◇議　　長　これで諸般の報告を終わります。

◎日程第３８　議案第４６号

◇議　　長　日程第３８　議案第４６号　平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長　「議案第４６号　平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６８２万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億３，３４７万３，０００円とする。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

１１５ページをお開きください。

第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。

１款　国民健康保険税に２，２３２万３，０００円を追加、２款　国庫支出金から７，１１９万４，０００円を減額、３款　療養給付費交付金から３７６万４，０００円を減額、４款　前期高齢者交付金から１，７５２万３，０００円を減額、５款　道支出金から、６０４万３，０００円を減額、６款　共同事業交付金から６８

６万６，０００円を減額、８款　繰入金に３，０２４万５，０００円を追加、９款繰越金に４，６００万円を追加、１０款　諸収入から３，０００円を減額しまして、歳入合計は、６８２万５，０００円減額し、１３億３，３４７万３，０００円とするものです。

１１６ページをお開きください。歳出です。

１款　総務費から１，０００円を減額、２款　保険給付費から５，２８１万７，０００円を減額、３款　後期高齢者支援金等から８款　保健事業費までは財源を振り替えするもので補正額はございません。

９款　財政調整基金に１，５３８万３，０００円を追加、１０款　諸支出金に３，６１万円を追加しまして、歳出合計は６８２万５，０００円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明しますので、１２４、１２５ページをお開きください。

今回の補正は、本年度の国民健康保険税を課税するための医療費及び所得等の賦課資料が揃ったことや国からの調整交付金は全額見込まれないことで、未交付額の半分以内を一般会計から法定外繰り入れすることとして試算したところ、医療分は必要額を確保できましたが、後期分、介護分は必要額を少し下回る結果、全体では必要額を若干上回る結果となりました。

これにより、国保の都道府県単位化への移行の動向も踏まえ、大空町国民健康保険運営協議会に諮問したところ、現行税率のとおりとすることが適当であるとの答申を受け、現行税率で積算した結果により補正するものでございます。

それでは歳出ですが、１款１項１目４節　嘱託職員保険料から５，０００円の減額、嘱託職員社会保険料に４，０００円の追加は、保険料率の改定によるものでございます。

２項１目　賦課徴収費の財源内訳の変更は、北海道特別調整交付金が減額となるため、財源調整のために一般財源を追加するものでございます。

２款１項１目１９節　一般被保険者療養給付費から５，２８１万７，０００円の減額は、平成２８年度の療養諸費の支出額が確定したことから、再算定を行い、過去５年間の療養諸費支出額と被保険者の減少等を勘案し、減額するものでございます。

２目　退職被保険者療養給付費から３項２目　退職被保険者移送費までの財源内訳の変更は、国の療養給付費等負担金及び国、北海道の調整交付金額が減額となる見込みから、特定財源の国道支出金を減額、また、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が減額となる見込みから、その他財源を減額しております。

続いて、３款１項１目　後期高齢者支援金及び６款１項１目　介護納付費納付金の財源内訳の変更は、国、北海道の調整交付金が減額となる見込みから特定財源の

国道支出金を減額、７款１項３目　保険財政共同安定化事業拠出金の財源内訳の変更は、国民健康保険団体連合からの交付金が減額となる見込みから、特定財源のその他財源を減額、８款１項１目　疾病予防費は、北海道特別調整交付金が減額となる見込みから特定財源の国道支出金を減額し、それぞれ財源調整のため、一般財源を追加するものでございます。

９款１項１目２５節　国民健康保険基金積立金に１，５３８万３，０００円の追加は、前年度の保険給付費が減少し、繰越金が増えたことに伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

１０款１項３目２３節　償還金利子及び割引料の返還金ですが、前年度療養給付費交付金返還金に１，２００万円の追加、前年度一般会計繰入金返還金として１，８６１万円の追加でございます。

いずれも平成２８年度事業費に基づき積算したことに伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので１２０、１２１ページをお開き願います。

１款１項１目１節　医療給付費現年度課税分に２，０４６万２，０００円、２節介護納付金現年課税分に１２９万８，０００円、３節　後期高齢者支援金現年課税分に５６万３，０００円の追加ですが、本年４月１日現在の国民健康保険加入者をもとに、住民税と固定資産税の情報により積算し、さらに、軽減判定所得額の改正により積算した結果に基づき追加するものでございます。

２款１項１目１節　療養給付費負担金現年度分から１，１１２万４，０００円を減額、後期高齢者支援金負担金現年度分に２５万３，０００円の追加は、歳出において、一般被保険者療養給付費を減額したことと後期高齢者支援金及び介護納付費納付金の額の通知に基づき、国庫負担金の対象額が変更となることから減額及び追加するものでございます。

２項１目１節　普通調整交付金から、４，７５４万円、特別調整交付金から１，２７８万３，０００円の減額は、所得が確定し積算した結果、国からの交付金が見込めないことから減額するものでございます。

３款１項１目１節　療養給付費交付金現年度分から３７６万４，０００円の減額は、退職被保険者医療給付に係る交付金の額の通知に基づき減額するものです。

４款１項１目１節　前期高齢者交付金から１，７５２万３，０００円の減額は、交付金の額の通知に基づき減額するものです。

５款２項１目１節　普通調整交付金から２１１万７，０００円、特別調整交付金から３９２万６，０００円の減額は、歳出において一般被保険者療養給付費を減額したことに伴い、北海道からの交付金を減額するものでございます。

６款１項１目１節　保険財政共同安定化事業交付金から６８６万６，０００円の減額は、交付金の額の通知に基づき追加するものでございます。

８款１項１目１節　一般会計繰入金に３，０２４万５，０００円の追加は、国の調整交付金が見込めず減額となることから、減額される交付額の半分以内に相当する額を一般会計から法定外繰り入れとして不足する財源補填するために追加するものです。

９款１項１目１節　前年度繰越金に４，６００万円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

１２２、１２３ページをお開き願います。

１０款３項５目１節　臨時職員等雇用保険料納付金から３，０００円の減額は、雇用保険料率の改定による引き下げに伴い減額するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４６号　平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号　平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３９　議案第４７号

◇議　　長　日程第３９　議案第４７号　平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事　議案書１２９ページです。

「議案第４７号　平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，３６１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億８，４５４万２，０００円とする。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

１３１ページをお開きください。

第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。

４款　支払基金交付金に１，０００円を追加、７款　繰入金から５７８万６，０００円を減額、８款　繰越金に２，９４０万７，０００円を追加、９款　諸収入から４，０００円を減額しまして、歳入合計は、２，３６１万８，０００円を追加し、７億８，４５２万２，０００円とするものです。

１３２ページ、歳出です。

１款　総務費から３，０００円を減額、３款　地域支援事業費から３，０００円を減額、４款　基金積立金に４７０万７，０００円を追加、５款　諸支出金に１，８９１万７，０００円を追加しまして、歳出合計は、２，３６１万８，０００円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明しますので、１３８、１３９ページをお開きください。

１款３項２目　認定調査等費の４節　嘱託訪問調査員雇用保険料から５，０００円減額、嘱託訪問調査員社会保険料に２，０００円の追加です。平成２９年４月分からの雇用保険料率及び健康保険料率の改定に伴うものです。

３款２項１目　包括的支援事業費の４節　嘱託保健師雇用保険料から６，０００円減額、嘱託保健師社会保険料に３，０００円の追加です。同じく平成２９年４月分からの雇用保険料率及び健康教育、保険料率の改定に伴うものです。

４款１項１目２５節　介護保険基金積立金に４７０万７，０００円の追加です。今回の補正予算の財源調整として追加するものです。

５款１項２目２３節、前年度一般会計繰入金返還金として５２８万４，０００円の追加、前年度介護給付費負担金返還金として１，２９７万５，０００円の追加、前年度地域支援事業交付金返還金として６５万８，０００円の追加で、いずれも平成２８年度事業費に基づき積算したことに伴う返還金です。

続きまして、歳入の説明をしますので、１３６、１３７ページをお開きください。

４款１項２目２節　過年度分地域支援事業交付金に１，０００円の追加です。地域支援事業の追加交付によるものでございます。

７款１項１目１節　介護給付費繰入金から３，０００円の減額です。嘱託訪問調査員の雇用保険料及び健康保険料率の変更に伴い減額するものです。

２目１節　包括的支援事業任意事業繰入金に１，０００円の追加です。嘱託保健師の雇用保険料率及び健康保険料率の変更に伴い追加するものです。

２項１目１節　介護保険基金繰入金から５７８万４，０００円の減額です。今回の補正の財源調整のため基金からの繰入額を減額するものです。

８款１項１目２節　前年度繰越金に２，９４０万７，０００円の追加です。前年度事業確定に伴う繰越金を追加するものです。

９款３項１目１節　臨時職員等雇用保険料納付金から４，０００円の減額です。嘱託訪問調査員等を臨時職員の雇用保険個人負担率の変更に伴い減額するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４７号　平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号　平成２９年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４０　議案第４８号

◇議　　長　日程第４０　議案第４８号　平成２９年度大空町介護サービス事業勘定

特別会計補正予算（第１号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
松川福祉課参事。

◇福祉課参事　議案書１４１ページです。
「議案第４８号　平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）
平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９５万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５０８万４，０００円とする。
第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。
平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」
１４３ページをお開きください。第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。
２款　繰入金から２３４万９，０００円を減額、３款　繰越金に３９万円を追加しまして、歳入合計は、１９５万９，０００円を減額し、５０８万４，０００円とするものです。
１４４ページ、歳出です。
１款　サービス事業費から１９５万９，０００円を減額しまして、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。
次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。
歳出より御説明しますので、１５０ページ、１５１ページをお開きください。
１款１項１目　介護予防支援事業費、職員給与費等、２節　給料の一般職給から１１２万２，０００円を減額、３節　職員手当等の扶養手当に１０万８，０００円を追加、期末勤勉手当から４２万１，０００円を減額、寒冷地手当に８万円を追加、時間外勤務手当から６万７，０００円減額、休日勤務手当から３，０００円減額、４節　共済費の地方公務員共済組合負担金から２６万１，０００円減額、共済組合追加費用負担金から９，０００円を減額、１９節　退職手当組合負担金から２６万３，０００円減額、福祉協会負担金から１，０００円の減額です。
本年４月１日付け人事異動に伴い職員給与等、全体で１９５万９，０００円を減額するものです。
続きまして、歳入の説明を申し上げますので１４８、１４９ページをお開きください。
２款１項１目１節　一般会計繰入金から２３４万９，０００円の減額です。歳出

が減額となり、財源調整のため減額をするものです。

３款１項１目１節　前年度繰越金に３９万円の追加です。前年度事業確定に伴う繰越金を追加するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４８号　平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号　平成２９年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４１　議案第４９号

◇議　　長　日程第４１　議案第４９号　平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長　議案書１５５ページです。

「議案第４９号　平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６６万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億５，２３９万９，０００円とする。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

１５７ページです。第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。

２款　繰入金から６２６万２，０００円を減額、３款　繰越金に５６０万２，０００円を追加し、歳入合計では６６万円を減額し、３億５，２３９万９，０００円とするものです。

１５８ページ、歳出です。

１款　総務費から６６万円を減額し、歳出合計では、６６万円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳出から説明をさせていただきます。

議案書１６４、１６５ページになります。

１款１項１目３節　職員手当等から６６万４，０００円を減額、４節　共済費に１２万３，０００円を追加、１９節　負担金補助及び交付金から１１万９，０００円を減額しております。いずれも４月１日付け人事異動による対象職員の変更及び共済組合負担金等の率の変更による変更となっております。

続いて歳入の説明をいたします。１６２、１６３ページです。

２款１項１目１節　一般会計繰入金から、６２６万２，０００円を減額しております。今回、補正予算の財源調整のため変更となるものでございます。

３款１項１目１節　前年度繰越金に５６０万２，０００円を追加しております。２８年度からの繰越金が確定したことにより追加されるものでございます。

以上、補正予算の内容について説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４９号　平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号　平成２９年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４２　議案第５０号

◇議　　長　日程第４２　議案第５０号　平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長　議案書１６９ページになります。

「議案第５０号　平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億１，３７４万円とする。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

平成２９年６月２０日提出　大空町長　山下英二」

議案書１７１ページです。第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。

５款　繰入金から６６３万８，０００円を減額、６款　繰越金に６６２万９，０００円を追加し、歳入合計では、９，０００円を減額し、４億１，３７４万円とするものです。

１７２ページ、歳出です。

１款　総務費から９，０００円を減額し、歳出合計では、９，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出より説明をいたします。

議案書１７８、１７９ページでございます。

１款１項１目　４節　共済費に８万２，０００円を追加、１９節　負担金補助及び交付金から９万１，０００円を減額しております。共済組合負担金の負担率等が変更になったことにより変更となるものでものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。１７６、１７７ページを御覧ください。

５款１項１目１節　一般会計繰入金から６６３万８，０００円を減額しておりま

す。今回補正予算の財源調整のため減額となるものでございます。

６款１項１目１節　前年度繰越金に６６２万９，０００円を追加しております。

平成２８年度からの繰越額が確定したことにより追加となるものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５０号　平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号　平成２９年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４３　議案第５１号

◇議　　長　日程第４３　議案第５１号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長　追加議案書の１ページをお開き願います。

「議案第５１号　工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。平成２９年６月２１日提出　大空町長　山下英二。

記１　契約の目的　東藻琴小学校体育館建設工事（建築主体）、２　契約の方法　指名競争入札、３　契約の金額　３億７，１５２万円、４　契約の相手方　網走郡

大空町東藻琴２９０番地船橋西川・斉藤経常建設共同企業体　代表者　船橋西川建設株式会社東藻琴支店　支店長　小原博之」

工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、追加議案参考資料の１ページをお開き願います。

本案件に係る体育館建設工事（建築主体）につきまして、契約内容を記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

東藻琴小学校につきましては、校舎が鉄筋コンクリート２階建て、面積が２，４７０平方メートル、体育館は、鉄骨造、面積５２１平方メートルであります。昭和４５年に現在の校舎、体育館が建設され、これまでに平成６年度から平成９年度までに、大規模改修工事、また、平成１７年度には耐震補強工事を行っております。

建設から４６年、また、前回の大規模改修から１９年が経過しておりますことから、児童が安心して学校生活を過ごすことができる快適な環境を提供するため、平成２７年度から２８年度にかけて校舎の大規模改修を実施いたしました。本年度につきましては、体育館の整備を実施することとしております。

昭和４５年に建設された現有体育館の面積は、国の基準である９２２平方メートルと比較して約４００平方メートル小さく、また、平成２７年度に実施した耐力度調査において基準点を下回る耐力度であると判定されたことから、国の交付金事業、危険建物改築の対象となるため、新増築に係る負担金事業と併せて、現校舎棟の東側に新築することとしております。

交付金事業、学校施設環境改善交付金につきましては、平成２８年度国の補正予算により既に交付決定を受け、昨年度に予算化、平成２９年度予算に繰り越しております。また、負担金事業、公立学校施設整備費国庫負担金につきましては、本年６月１４日に事業の認定通知があったところでございます。

工事の概要ですが、体育館建設に係る建築主体工事及びその附帯工事一式で、構造面積につきましては、体育館本体がＲＣ造一部鉄骨造で９３４．２２平方メートル、校舎等との渡り廊下がＲＣ造１５．６０平方メートルであります。

請負に係る入札は、平成２９年６月１９日に指名競争入札により実施し、６月２０日に仮契約を締結しております。

また、工期は契約の日から平成３０年３月２２日までの予定としております。

工事請負に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、河西・藤井経常建設共同企業体、株式会社三共後藤建設美幌支店、船橋西川・斉藤経常建設共同企業体、株式会社ダイイチ美幌支店の４者で入札を執行いたしました。

入札の結果、船橋西川・斉藤経常建設共同企業体が落札したところであります。

契約の金額は、３億７，１５２万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、２，７５２万円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結す

る予定であります。

以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５１号　工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４４　議案第５２号

◇議　　長　日程第４４　議案第５２号　工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長　追加議案書の３ページをお開き願います。

「議案第５２号　工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

平成２９年６月２１日提出　大空町長　山下英二。

記１　契約の目的　東藻琴小学校体育館建設工事（電気）でございます。２　契約の方法　指名競争入札、３　契約の金額　５，５６２万円、４　契約の相手方網走郡大空町女満別西６条５丁目１番１４号　末広屋電気株式会社北網営業所　所長　橋本真一」

工事の概要等につきまして御説明申し上げますので、追加議案参考資料の３ペー

ジをお開き願います。

本案件に係る体育館建設工事（電気）につきまして契約内容を記載しておりますので御参照いただきたいと存じます。

東藻琴小学校体育館の整備を実施する理由、経過等につきましては、先ほどの議案第５１号で御説明申し上げたとおりでございます。

工事の概要ですが、体育館建設に係る電気工事一式でございます。

請負に係る入札は、平成２９年６月１９日に指名競争入札により実施し、６月２０日に仮契約を締結しております。

また、工期は契約の日から平成３０年３月２２日までの予定としております。

工事請負に当たっての指名競争入札の指名業者につきましては、末広屋電機株式会社北網営業所、　株式会社電建大空支店、桑原電工株式会社、横井電気株式会社、児玉・山本経常建設共同企業体の５者に案内をしたところでございますが、１者が辞退をし、４者で入札を執行いたしました。入札の結果、末広屋電機株式会社北網営業所が落札したところであります。

契約の金額は、５，５６２万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は４１２万円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結する予定であります。

以上、御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５２号　工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決

されました。

◎日程第４５　議案第５３号

◇議　　長　日程第４５　議案第５３号　大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長　追加議案書の５ページになります。

「議案第５３号　大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２９年６月２１日提出　大空町長　山下英二」

７ページから９ページまでは、改正条例となっております。

改正の内容につきましては、追加議案参考資料にて説明いたしますので、参考資料の５ページをお開き願います。

議案第５３号関係、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する新旧対照表であります。

別表第１は、条例第２条に規定する報酬を支給する特別職の職員を規定しているところであります。

このたびの改正は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じるための組織として共同設置されておりますオホーツク町村公平委員会が、本年４月より大空町が共同設置団体長たる地方公共団体事務局となりまして、報酬や費用弁償等必要な経費の支出事務を担うこととなりました。

委員の報酬及び費用弁償の額、その支給方法等につきましては、オホーツク町村公平委員会規約において、事務局となります共同設置団体長たる地方公共団体の定めるところによると規定されていることから、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例に定められなければならないため、別表第１に追加するものであります。

６ページをお開き願います。

改正の内容は、左側の改正後の条例の下段に、オホーツク町村公平委員会を追加するものであります。附則としまして、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議　　長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５３号　大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号　大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４６　報告第３号

◇議　　長　日程第４６　報告第３号　債権の放棄についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長　大空町議会定例会議案書１ページをお開きください。

「報告第３号　債権の放棄について

大空町債権管理条例第１７条第２項の規定により、町長から平成２８年度債権放棄一覧表の提出があったので報告する。

平成２９年６月２１日提出　大空町議会議長　近藤哲雄」

議案書３ページ目でございます。

町長から議長宛ての公書になってございます。

一覧の内容につきましては、５ページで説明いたします。

平成２８年度の債権放棄の一覧でございます。

債権の名称の水道料でありますが、放棄の金額につきましては、３４万５，２９０円。放棄の年月日は、平成２９年３月３１日であります。

放棄の理由の一つ目であります。

大空町債権管理条例第１７条第１項第１号に該当するもの、消滅時効の時効期間

が満了したものであります。債務者者数につきましては、２名であります。

大空町債権管理条例第１７条第１項第４号に該当するもの、徴収停止１年間継続による消滅の者が債務者については１名であります。

大空町債権管理条例第１７条第１項第６号に該当するもの、債務者が死亡で徴収見込みなしのもの、こちらについては債務者は３名でありました。

続きまして、２番目にあります町営住宅使用料であります。放棄の金額は、１９万９，１８６円であります。

債権放棄の年月日は、平成２９年３月３１日であります。

放棄の理由であります。

大空町債権管理条例第１７条第１項第１号に該当するものであります。

消滅時効の時効期間が満了したものであります。こちらにつきましては、債務者数は３名であります。

続きまして、３番目、給食費であります。放棄の金額は、４万８，６００円です。放棄の年月日は、平成２９年３月３１日付けです。

放棄の事由であります。

大空町債権管理条例第１７条第１項第１号に該当するもの、消滅時効の時効期間が満了したものが債務者数が１名であります。

放棄の金額の合計は、５９万３，０７６円であります。また債務者数は、総数１０名であります。

以上、債権放棄の一覧につきまして報告させてきます。よろしくお願いいたします。

◇議　　長　これで債権の放棄については終わります。

◎日程第４７　報告第４号

◇議　　長　日程第４７　報告第４号　平成２８年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり平成２８年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長　議会提出議案書７ページになります。

「報告第４号　平成２８年度繰越明許費繰越計算書の報告について」

繰越明許費につきましては、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用できる歳出予算であり、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものであります。

９ページをお開き願います。町長から議長への送付文で、６月１日付けで送付させていただいております。

１１ページをお開き願います。平成２８年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。国の補正予算等により実施する事業として、平成２８年度内に事業が完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業であります。

２款１項　行政事務情報化事業につきましては、マイナンバー制度において、地方公共団体情報システム機構が一括して行う個人番号カードの作成発行業務等に対する大空町の負担分で、国では２７、２８年度において、３，０００万枚の作成、発行を見込み、人口割で各市町村の負担金を算出しております。その財源につきましては、全額国庫補助金で賄われております。全国における平成２８年度の個人番号カード作成発行枚数が、見込みを下回っていることから、国では補助金を繰越とするため、市町村の負担金についても繰越が必要となり、５９万３，０００円を繰り越したものであります。

３款１項　臨時福祉給付金給付事業については、低所得者に対する臨時福祉給付金の給付事業として、２９年度において給付金の給付に要する６５０万８，０００円を繰越したものであります。

６款１項　広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業については、２８年度の国の補正予算により整備を行います広域穀類乾燥調製施設、豆類製品貯蔵施設の整備工事備品の購入等に要する７４億４，６３７万７，０００円を繰越したものであります。

１０款２項　東藻琴小学校体育館整備事業については、２８年度国の補正予算により整備します体育館の整備工事に要する２億５，１９０万８，０００円を繰越したものであります。

総事業数が４件、総額７７億５３８万６，０００円の予算額に対し、繰越明許費も同額を翌年度に繰越したところであります。

財源の内訳としましては、国、道支出金が３６億９，０１０万４，０００円、地方債が３９億４００万円、その他財源が９，７１０万８，０００円、一般財源が１，４１７万４，０００円となっております。

以上、一般会計におけます平成２８年度から平成２９年度に繰越した事業の内容の御報告とさせていただきます。

◇議　　長　これで平成２８年度繰越明許費繰越計算書の報告については、終わります。

◎日程第４８　報告第５号

◇議　　長　日程第４８　報告第５号　平成２８年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の

提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。
佐々木産業課長。

◇産業課長　議会提出議案書４３ページの報告第５号でございます。
平成２８年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、御報告申し上げます。
資料につきましては、お手元の経営状況を説明する書類を御覧ください。
初めに１ページを御覧ください。平成２８年度事業報告でございます。
女満別産業開発公社の目的を達成するための主な事業として、１から４まで記載しております。
事業といたしましては、一般会計事業、環境整備事業、特産品収益事業、指定管理運営事業１、指定管理運営事業２の５事業であります。
まず、一般会計事業の状況でございますが、２ページを御覧ください。
事業といたしましては、地場産品の試作研究・販路拡大、イメージ商品の開発などの事業を実施しております。
試作研究開発事業では、町内生産のトマトジュース試作研究、煮豆、ニンジンジュース、サラダジュースの試作研究、トマトジャムの粘度安定化試験を初め、町内野菜を使ったドレシング試作研究などを行ってきているところでございます。
また、販路拡大としてイメージ開発事業では、販路開発のため企業訪問や、物販販売の実施、雑誌を初めとする広告媒体へのＰＲ広告や記事の提供、東藻琴高校と連携してのヤフーショップの開店やネットショップ店への商品提供、大空町うまいものガイド、大空町冬の送り物特集ギフトパンフレットの作成、ダイレクトメールによる特産品の紹介及び販路拡大、各イベントへの出店による特産品販売と商品のＰＲに努めております。
次に、３ページから４ページを御覧ください。
環境整備事業と特別会計の状況でございます。
事業につきましては、公共施設の管理受託をしております公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備事業の産業環境整備事業の４事業を実施しております。
公共施設等管理事業は、各学校等の施設管理業務や給食調理業務、地場産品の開発販売促進業務などの７の業務を行っております。
また、空港駐車場管理業務は、女満別空港利用者の利便性の向上のため、利用者に配慮した環境の美化に努め、利用者数は増加傾向にあります。
駐車場料金収入は、昨年並みの前年度対比１０３．３％となっております。
次に、５ページを御覧ください。
特産品収益事業特別会計の状況でございます。

農産加工商品の製造販売や地場産品販売の収益の事業でございます。

公社では、研究開発をした農産加工品の製造販売のほか、地場産の特産品や農産物などの販売も行い、消費者ニーズに合った品ぞろえを目指した店舗運営に努めております。また、メルヘン観光交流センターでは、地場産食材の消費拡大や食材のＰＲにも努めているところです。

アンテナショップほのかの来店数は、前年度対比１００．１％、売上額は１００％とほぼ前年並みとなっております。

また、メルヘン観光交流センター内のキッチンほのかの売上額は、前年度対比１０７．２％、また、女満別空港内のほのか空港店では、前年度対比で１０６．３％となったところです。

次に６ページを御覧ください。

指定管理運営事業１の状況でございます。

事業につきましては、町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。

管理施設は、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得支援管理施設、温室、体験農場、駐車場ほかとなっております。

施設管理に当たっては、光熱水費などの節約に努めるとともに、新型インフルエンザやノロウイルス等の病原菌による疾病の蔓延防止のため、施設内の衛生対策に努めております。

栽培温室では、アスパラ、ワサビ、ブロッコリーや花の苗の栽培、圃場では、緑肥作物の栽培試験、女満別高校栽培実習用として圃場の提供も行っております。

また、道の駅祭りの開催や多目的広場のイベントなどにより、大勢の人が来場したところでございます。

メルヘン公園全体では、前年度対比で、利用件数では１０２．９％、利用者数では１０４．１％と前年並みの利用となっております。

次に７ページを御覧ください。指定管理運営事業２の状況でございます。

事業につきましては、町より受託しております、ひがしもこと乳酪館の指定管理事業でございます。乳酪館は地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験、展示等を通じた都市と農村交流を行う施設として利用者にきめ細かいサービス向上に努めております。

施設管理に当たっては、光熱水費などの節約に努め、乳製品の販路拡大を進めております。北海道ふるさと会での取扱商品や大空町ふるさと応援寄附金の贈り物としてチーズの取り扱いが安定しており、今後も重要な取引先として継続できるよう進めているところでございます。

また、東藻琴高校と連携した東高マルシェ、近隣市町イベント、札幌オータムフェスタへの出店販売等で商品販売とＰＲに努めております。

入館者は、前年度対比９１．７％と減少しておりますが、乳製品等の販売収入は３１３万８，０００円の増となり、前年度対比で１０５．２％と５．２％の収入増となっております。

１０ページから１９ページには一般会計、各特別会計の５会計の決算関係の総括表等を掲載しております。

２８年度めまんべつ産業開発公社全体の収支につきましては、１２ページの正味財産増減計算書を御覧ください。１一般正味財産増減の部　１経常上系統増減の部（２）経常費用の当期計上と増減額は、２０５万３，８７６円で、赤字決算となっております。一般事業会社では言えば、経営収益に相当するものです。

２経常外増減増減の部（２）経常外費用の雑損失が１３万７，０９２円ありますので、表の下段の３正味財産期末残高は、前年度対比２１９万９６８円マイナスの１億４３６万５，８７１円となっております。

次に、２５ページから４４ページまでにつきましては、２９年度の各事業計画書収支予算書を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、説明を申し上げ女満別産業開発公社の経営状況の報告といたします。

◇議　　長　これで平成２８年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第４９　報告第６号

◇議　　長　日程第４９　報告第６号　平成２８年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

伊藤地域振興課長。

◇地域振興課長　議会提出議案書１５ページでございます。

報告第６号　平成２８年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づきまして、御報告申し上げます。

資料につきましては、お配りをいたしております経営状況を説明する書類の１ページから１２ページでございます。

初めに１ページから２ページの事業報告でございます。

芝桜開花期の入園者数の状況、キャンプ場、釣堀、ゴーカート、遊覧車、温浴施設の利用状況、イチゴハウス生産量等につきまして報告がされております。

平成２８年度の芝桜開花期の入園者数につきましては、８万７，１３０人で、前

年度比９４．１％と５．９％の減少となっている状況でございます。

入園者数減の要因といたしましては、２８年度の芝桜の開花も良好でございましたけれども、週末ごとに比較的天候に恵まれましたものの、ゴールデンウィークを含みます５月の前半につきましては、北海道新幹線の開通、桜観光などによりまして、道南、道央方面に観光客の目が向いていたことで、道南観光が好調となっておりまして、この影響を受けたことで、入園数が不調であったことが一つの要因でないかというふうに考えているところでございます。

また、２７年度につきましては、大空町１０周年記念としてイベント等を組んでおりまして、入園者数も増えていたことが考えられます。

しかしながら減少の要因がある中にあって、ライトアップ事業が２８年度をもって休止することで、入園者の入り込み数が例年と比較して３割増となったところでもございます。

個人客につきましては、５万５，７１７人で前年度比６．８％の減、団体客につきましては、３万１，４１３人で、前年度比４．２％の減となっております。

また、近年進めておりますインバウンド、外国からの旅行者へのプロモーション活動によりまして、外国人観光客も年々増加の傾向にありまして、１万３，５６３人と前年度比で１７．３％の増となっているところでございます。

次に３ページから１０ページの収支決算の状況でございます。

売り上げの５１．８％以上を占めております入園料ですけれども、前年度より０．６％の減収となった状況でございます。

入園者数が前年度より減少をしたことから、諸経費の削減に努め、老朽化しております危険な施設の修繕を行い、安全確保を図り、また、環境美化、芝桜の維持・更新などを実施いたしまして、単年度収支では６ページに記載しておりますとおり、６８万８，５５３円の純利益となりまして、平成２７年度の繰越利益と合わせますと、平成２８年度末の繰越利益余剰金は、７ページに記載しておりますとおり１，０８５万４，６３９円となってございます。

当期末利益余剰金につきましては、次期に繰越すこととなっているところでございます。

次に１１ページから１２ページの平成２９年度事業計画でございます。

例年同様に、芝桜公園、遊覧車、ゴーカート、売店、食堂、キャンプ場、温浴施設、温室を中心として営業することとなってございます。

国においては、観光立国日本を宣言しておりまして、２０１６年は、東アジアからの来日者数が最多となっております。

旅行代理店など関連企業や団体の協力を得て訪日プロモーション活動を継続実施し、来園者の確保を図るとともに、個人客の増加に伴う近隣のリピーター客の確保に努めていくこととしているところでございます。

また、施設の再点検を実施いたしまして、危険な箇所について早急に改善を行い、安全で安心できる施設の充実を図ることはもとより、園内の環境美化に努め、老若男女幅広く楽しむことができる公園づくりを目指し、おもてなしの心で愛される芝桜公園として、さらなる充実を図っていくこととしているところでございます。

さらに園内の芝桜も、老朽化が進んでおりますことから、計画的に芝桜の植替えを行い、芝桜公園の生命線である、より色鮮やかが芝桜を見ていただくための苗更新、雑草の撲滅に全力を上げ、町民の貴重な財産をきめ細かく維持管理していくこととしているところでございます。

平成２９年度の収支計画につきましては、１３ページに記載がされておりますので、御覧をいただきたいというふうに思います。

なお、本年度の芝桜まつりにつきましては、先日すでに終了をいたしておりますので、参考までに、６月１４日現在の入園者数につきまして報告をさせていただきたいと思います。

６月１４日現在の入園者数は、７万６，１３５人、前年度比で１２．３％の減ということになってございます。

入園料収入につきましても、２，９１３万３，８５０円と前年度比で１３．６％の減という状況になっているところでございます。

以上で平成２８年度の株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議　　長　これで平成２８年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第５０　報告第７号

◇議　　長　日程第５０　報告第７号　例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員　ただいま上程になりました報告第７号　例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成２９年２月分から平成２９年４月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、２月分につきましては３月２４日、３月分につきましては４月２０日、４月分につきましては５月２２日に後藤監査委員

とともに実施したところであります。
　検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他、特に指摘する事項はございません。
　以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議　　長　これで例月出納検査報告については終わります。
　これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

◇議　　長　山下町長から発言があれば許します。
　山下町長。

◇町　　長　平成２９年第２回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。
　行政の役割と申しますのは、住民福祉の向上にあると、また、さまざまな経費を私どもがお預かりをして効果を上げなければならない。言い訳でありますけれども、そういった中では、地域の経済循環ですとか経済効果というものも考えなければならないのは当然のことであります。
　また一方で、私は職員によく行政として、そういったこともちろんですけれども、社会の流れの中で、社会的な使命を果たしていくのも、行政の役割であると、そのように伝えてきたところであります。
　今回、一般質問の中で受動喫煙、さらに進んで３次喫煙のお話もいただいたところであります。改めて考えさせられたわけであります。
　条例制定の件もございますけれども、それよりもまず先に、私どもとして社会的使命をしっかりと果たさなければならない、そういった事項がたくさんあるなと、改めて感じさせられたところであります。
　こういった気付きをいただくのも、議会のこの開催に当たってだろうと、そのように、ありがたく思っているところでございます。そういった今回の気付きを大切にしながら解決に向けて努力をしてまいりたいと思っております。
　また、行政報告の中では、今日の新聞にも掲載されましたとおり、高校の関係についてお話を少しさせていただきました。
　この新しい高校の体制というものにつきましては、１０年ほど前から問題提起をさせていただいておりましたけれども、実質的な議論となりましたのは、２年ほど前からでございます。
　昨今、テレビ、社会情勢の中で、いろいろところを見ておりますと、丁寧な議論、協議、説明という言葉が随分出てきているように思います。この問題についても、いろいろな立場の方々が親身になって、いろいろな御意見を発せられておることと

思います。

そういった方々の意見にも耳を傾けながら、丁寧な説明、そして理解を求める努力をしていきたいと、そのように考えているところであります。

またもう一つ、行政報告の中でＪＲ北海道をめぐる状況でありますとか、空港の民間委託に係る状況などについても触れさせていただきました。

また、空港については、一般質問もいただきましたところでございます。

この問題と言いましょうか課題につきましては、議員協議会で詳細に説明させていただいたわけでありますけれども、大空町にとって大きな課題であると、そのように受けとめているところであります。

現時点で方向性がしっかりと固まったということではございませんので、これからも議員各位の御指導を賜らなければならないものと思っております。

今後とも、改めて御理解や御指導いただきますことをお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

◇議　　長　平成２９年第２回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（閉会　午後０２時２２分）